

閲覧用

子どもを安心して産み ゆとりをもって みんながすこやかに育つ社会

(あゆみプラン湘南ひらつか 2 1)



第2次改定平塚市母子保健計画（案）

目 次

	ページ
第 部 総 論	1
第 1 章 平塚市母子保健計画の趣旨	1
第 1 節 計画の背景	1
第 2 節 計画の目的	2
第 3 節 計画の名称	2
第 4 節 計画の位置づけ	2
第 5 節 計画の期間	3
第 6 節 母子保健事業についてのアンケート調査	4
第 2 章 平塚市における母子などを取り巻く現状	5
第 1 節 人口、世帯及び年齢別人口の推移	5
第 2 節 出生の推移及び未婚状況	1 2
第 3 節 女性の労働力状態の推移	2 1
第 4 節 死産の推移	2 2
第 5 節 死亡の推移	2 3
第 3 章 平塚市における推計人口	2 7
第 4 章 基本理念及び基本目標	2 8
第 1 節 基本理念	2 8
第 2 節 基本目標	2 9
第 部 各 論	3 4
第 1 章 親と子の健康づくり	3 5
第 1 節 保健サービスの推進	3 6
施策の体系	3 9
第 2 章 すこやかな家庭づくり	4 9
第 1 節 相談・情報体制の充実	5 0
施策の体系	5 2
第 3 章 すこやかに育つ基盤づくり	6 6
第 1 節 保健・福祉サービスの基盤整備	6 7
施策の体系	6 8

第 部	推進体制	7 2
第 1 章	推進体制の充実	7 3
第 2 章	国及び県への要望	7 4

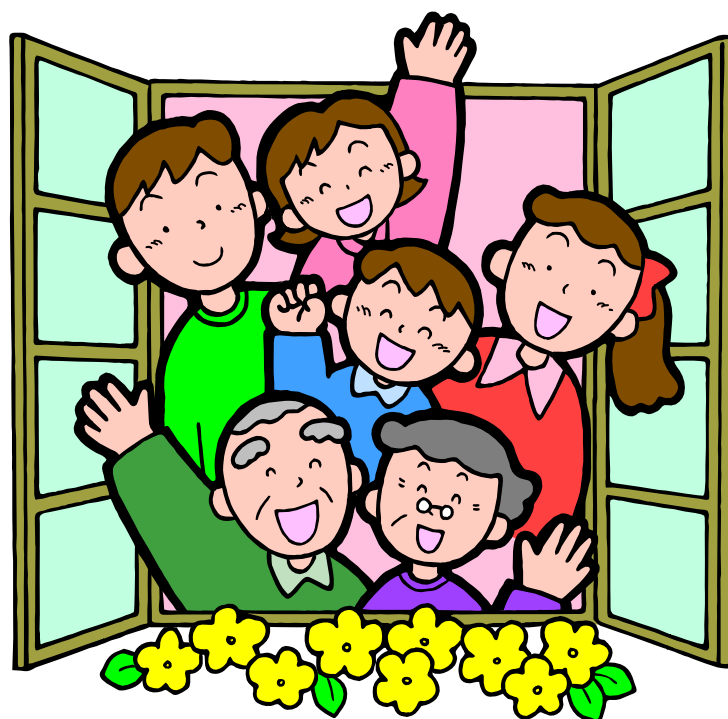
第 部 総 論

第 1 章 平塚市母子保健計画の趣旨

第 2 章 平塚市における母子などを取り巻く現状

第 3 章 平塚市における推計人口

第 4 章 基本理念及び基本目標



第 部 総 論

第 1 章 第 2 次改定 平塚市母子保健計画の趣旨

第 1 節 計画の背景

出生率の低下が社会に大きな影響を与える中で、特に母子保健は、生涯を心身ともに健康で豊かな人生を送り、これからの社会を担う世代が健やかに生まれ育つための出発点であることを基本となすものです。

母子保健対策については、母子保健法、児童福祉法や健康増進法などに基づき、その充実が図られてきているところですが、近年、急激な人口の高齢化と少子化、核家族化、女性の社会進出、地域の間人関係の希薄化、育児意識の変化、育児情報の氾濫など母子を取り巻く環境が大きく変化してきており、これに伴い母子保健分野にも新たな課題が生じてきているところではあります。

平成 6 年 7 月 1 日に「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」いわゆる、地域保健法が制定され、住民に身近で頻度の高い保健サービスについては市町村においてきめ細かく、かつ、一貫したサービスの提供を図ることになりました。

これに伴い、母子保健法及び栄養改善法の一部が改正され、従来の母子保健事業及び栄養改善事業は、実施主体が県より市町村に平成 9 年 4 月 1 日から移譲されました。

この移譲に伴い、母子保健を計画的に実施するために、平成 9 年度「平塚市母子保健計画」策定後、平成 14 年度には「改定平塚市母子保健計画」を策定し 5 年が経過しました。

また、平成 15 年 7 月に施行された次世代育成支援対策推進法に基づいた「平塚市次世代育成支援行動計画」が策定された中に、改定平塚市母子保健計画の一部「母性並びに乳児及び幼児の健康確保及び増進」に関する計画部分を盛り込んでいます。

国では、安心とゆとりをもって、子どもを産み、健やかに育てることの基礎となる少子化対策としての意義に加え、少子・高齢化において、国民が健康で明るく元気に生活できる社会の実現を図るために、「21世紀における国民の健康づくり運動(健康日本21)」の一翼となる「健やか親子21」を推進しています。

国では 2010 年までの「健やか親子21」の主な課題として、思春期の保健対策の強化と健康教育の推進、妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保と不妊への支援、小児保健医療水準維持・向上させるための環境整備などを掲げています。本市においては、こうした課題の他に小児期からの生活習慣病予防や親子のQOL(生活の質)の向上や子どもの心安らかな発達の促進と育児不安の軽減など、今まで以上に事業充実を図るとともに新たな課題も踏まえ、改定平塚市母子保健計画の見直しが求められています。

第2節 計画の目的

この計画は、母子を取り巻く社会環境、家庭環境の変化などの課題に対応し、21世紀を担う子どもを安心して健やかに産み育てることができ、子どもの心の安らかな発達と促進ができる母子保健の方向性を示すことにより、新平塚市総合計画の基本目標の一つ「支え合うコミュニティ ～子育て、長寿を楽しみ、安心していきいきと暮らせるまち～」の実現のための計画を策定するものです。

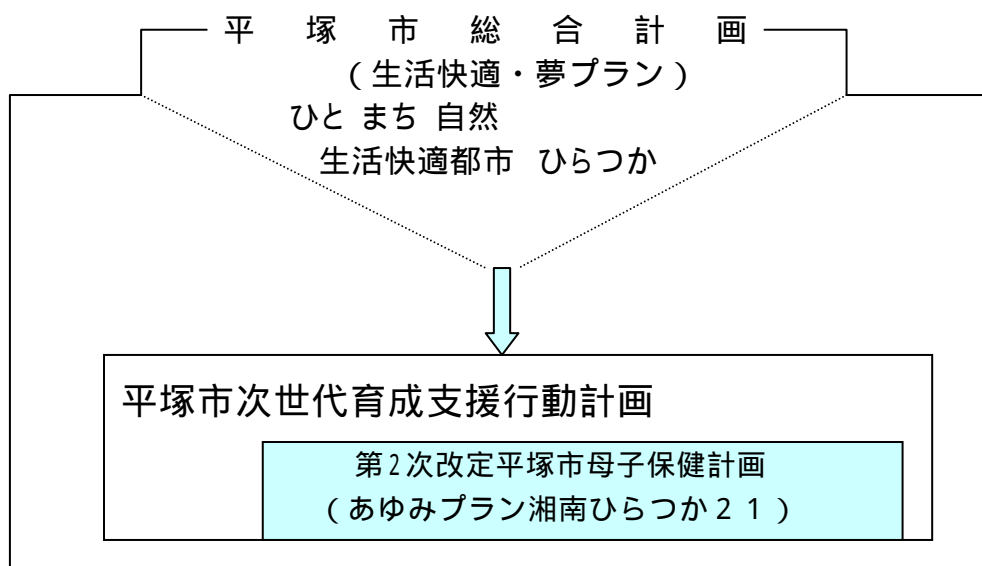
第3節 計画の名称

この計画の名称は「第2次改定平塚市母子保健計画」とし、
呼称は「あゆみプラン湘南ひらつか21」とします。

子どもを『あ』んしんして産み『ゆ』とりをもって『み』んながすこやかに
育つ社会

第4節 計画の位置づけ

第2次改定平塚市母子保健計画は、新平塚市総合計画（生活快適・夢プラン）を上
位計画とした、平塚市次世代育成支援行動計画の母子保健事業に関する個別計画です。



第5節 計画の期間

この計画は、平成20年度から平成21年度までの2年間とし、22年度以降については、平塚市次世代育成支援行動計画内に位置づけされます。

平成年度 (西 暦)	20 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
平塚市総合計画 (生活快適・夢プラン) 基本構想 10年(19~28年)							
基本計画	第1次実施計画		第2次実施計画		第3次実施計画		
平塚市次世代育成支援行動計画							
第2次改定 平塚市母子保健計画 (あゆみプラン湘南ひらつか 21)							

第6節 母子保健事業についてのアンケート調査

1 母子保健事業についてのアンケート調査

(1) 目的

- ア 現行平塚市母子保健計画の実施内容が市民ニーズにあっていないか確認する。
- イ 市民の母子保健事業に対する認知度及び新たな事業の必要性を把握する。
- ウ 今後の母子保健の課題を探る。

(2) 実施方法

ア 対象者

- 0歳：5月ポリオ接種に来場された0歳児をお持ちの保護者
- 1歳：5月、6月、7月の1歳6か月児健康診査受診対象者を持つ保護者
- 3歳：5月、6月、7月の3歳児健康診査受診対象者を持つ保護者
- 5歳：5歳児生活実態調査（子どもの生活習慣病予防対策事業）の対象者

イ 調査方法

- 0歳：5月ポリオ接種会場受付で配布、出口で回収する
- 1歳：1歳6か月児健康診査通知文に同封、受診日に持参してもらう
- 3歳：3歳児健康診査通知文に同封、受診日に持参してもらう
- 5歳：5歳児生活実態調査票とともに回収する

ウ 実施期間

平成19年5月7日～7月31日

エ 実施状況

対象年齢区分	配布数	回収数	回収率
0歳児	750枚	704枚	93.8%
1歳児	505枚	422枚	83.6%
3歳児	535枚	496枚	92.7%
5歳児	750枚	597枚	79.3%
合計	2,540枚	2,219枚	87.4%

第2章 平塚市における母子などを取り巻く現状

第1節 人口、世帯及び年齢別人口の推移

1 人口及び世帯数の推移（表1・表2）

国及び県の人口は、増加しているものの、全般的に横ばいの状況です。

本市の人口は、町村合併によって現在の市域が確定した昭和32年当時に10万人、昭和52年に20万人、平成4年に25万人を超えましたが、平成7年以降、横ばい傾向で、平成17年度以降緩やかな増加がみられます。

世帯については、人口に比べて微増傾向ですが、1世帯当たり人口が昭和60年までは3人で、平成2年以降は2人台となり、平成18年10月1日現在で2.56人と減少傾向は続き、少子化が進んでいます。

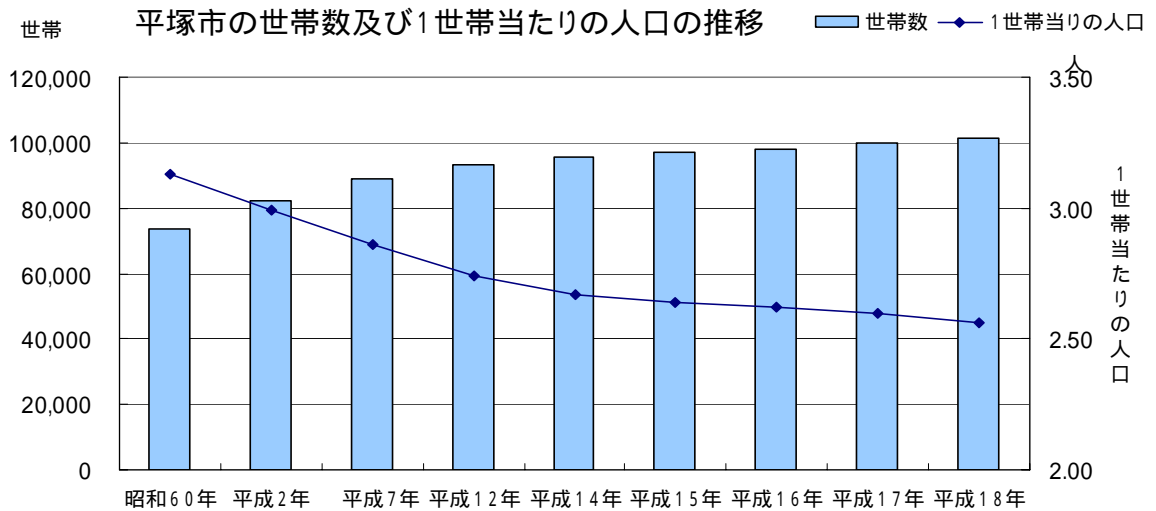
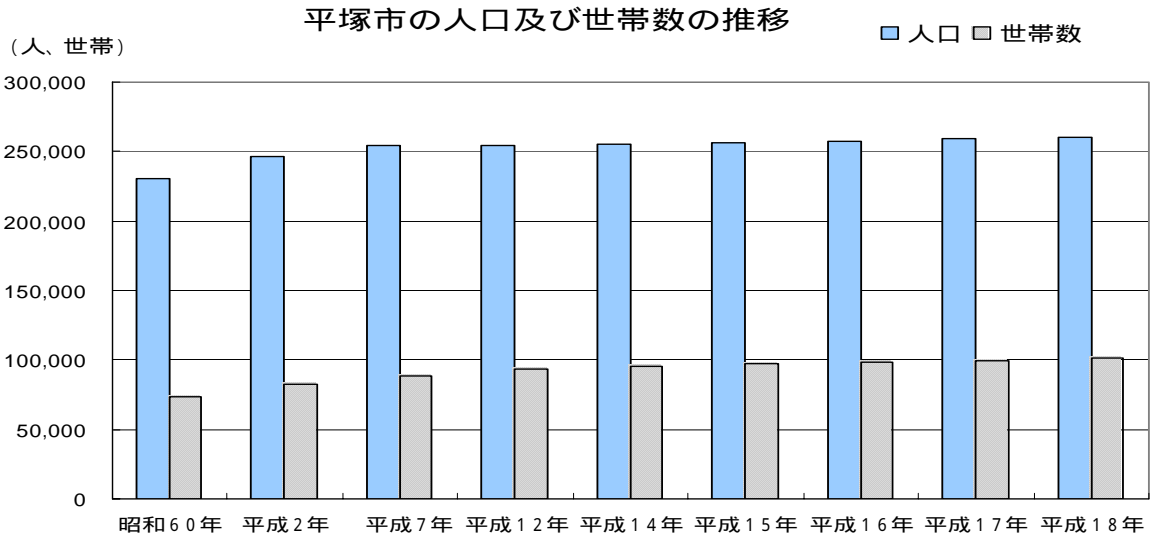
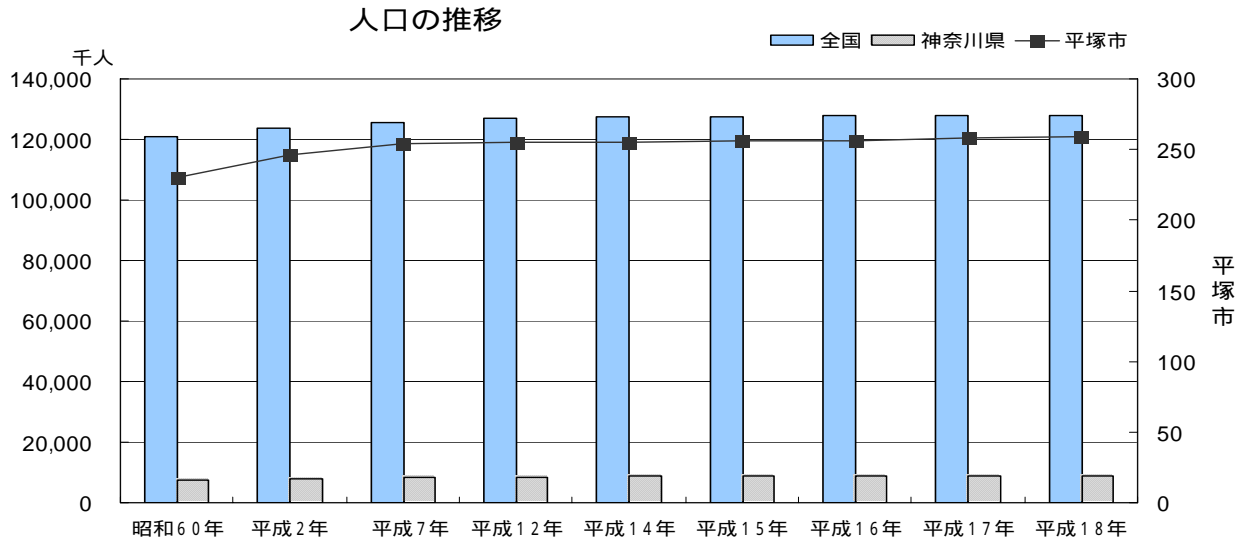
また、本市における外国人の登録者及び世帯数は、平成16年度から横ばい傾向にあります。

（表1） 人口及び世帯数の推移

	全国 (千人)	神奈川県 (人)	平塚市 (人)	平塚市の世帯数(世帯)	平塚市の1世帯 当りの人口(人)
昭和60年	#121,049	#7,431,974	#229,990	#73,452	#3.13
平成2年	#123,611	#7,980,391	#245,950	#82,340	#2.99
平成7年	#125,570	#8,245,900	#253,822	#88,742	#2.86
平成11年	*126,686	8,436,490	253,866	92,864	2.73
平成12年	#126,926	#8,489,974	#254,633	#93,058	#2.74
平成13年	*127,291	8,561,001	255,216	94,420	2.70
平成14年	*127,435	8,628,787	255,058	95,538	2.67
平成15年	*127,619	8,687,422	256,060	96,895	2.64
平成16年	*127,687	8,740,136	256,863	98,081	2.62
平成17年	#127,768	#8,791,597	#258,958	#99,785	#2.60
平成18年	*127,770	8,837,640	259,830	101,341	2.56

神奈川県人口統計調査(10月1日現在)

#国勢調査報告 *人口推計年報(総務省統計局:10月1日現在)

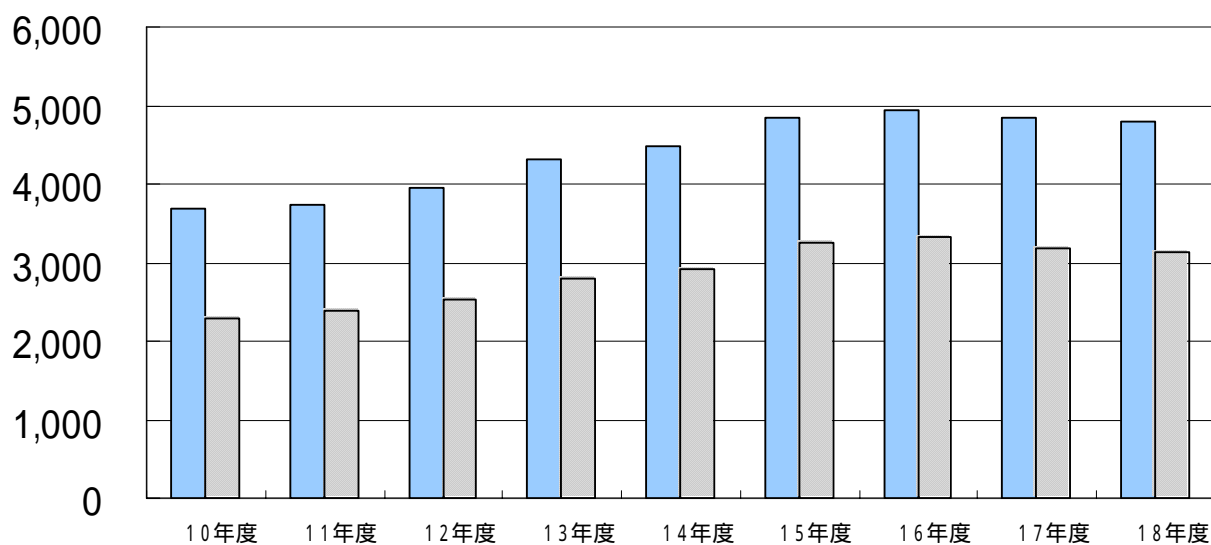


(表2) 平塚市の外国人登録人口及び世帯数の推移

		韓国・ 朝鮮	中国	米国	ロシア	フィリ ピン	ブラジ ル	カンボ ディア	ラオス	ペルー	その他	合計
平成10年度	人口	512	308	49	*16	432	1,150	186	*174	*241	623	3,691
	世帯	346	216	38	*16	353	605	53	*59	*148	461	2,295
平成11年度	人口	515	336	51	*17	525	1,048	191	*176	*218	656	3,733
	世帯	353	237	42	*17	435	564	58	*61	*127	482	2,376
平成12年度	人口	520	367	49	*22	616	1,096	204	*168	*217	704	3,963
	世帯	362	256	39	*21	536	578	68	*58	*115	506	2,539
平成13年度	人口	633	434	51	*36	648	1,197	216	*168	*233	698	4,314
	世帯	372	313	43	*34	559	641	72	*60	*123	574	2,791
平成14年度	人口	542	487	53	*30	659	1,204	229	*176	*238	874	4,492
	世帯	384	360	44	*30	547	638	81	*65	*128	649	2,926
平成15年度	人口	528	499	57	*34	825	1,247	232	*204	*247	982	4,855
	世帯	382	380	48	*33	703	691	79	*76	*131	729	3,252
平成16年度	人口	505	507	65	*36	842	1,289	235	*206	*260	1,003	4,948
	世帯	367	388	56	*32	713	741	83	*79	*134	727	3,320
平成17年度	人口	504	538	60	*42	666	1,281	230	*205	*255	1,065	4,846
	世帯	365	398	51	*36	511	733	88	*83	*138	773	3,176
平成18年度	人口	486	586	62	*36	695	1,227	232	*204	*251	1,018	4,797
	世帯	362	439	52	*27	515	707	93	*83	*134	719	3,131

平塚市行政概要（各年度3月末現在） *は行政概要未掲載

(人、世帯) 平塚市の外国人登録人口及び世帯数の推移



2 年齢別人口の推移（表3・表4・表5・表6）

年齢別人口は、生産年齢人口が国及び本市では平成7年以降は減少しています。年少人口は、国、県及び本市とも減少し、老年人口が年々増加し、高齢化が進んでいます。

（表3）
全国の年齢別人口の推移（千人）

	年少人口 (0～14)	生産年齢人口 (15～64)	老年人口 (65～)
昭和60年	#26,033	#82,506	#12,468
平成2年	#22,486	#85,904	#14,895
7年	#20,014	#87,165	#18,261
12年	#18,472	#86,220	#22,005
14年	18,102	85,706	23,628
15年	17,905	85,404	24,311
16年	17,734	85,077	24,876
17年	#17,521	#84,092	#25,672
18年	17,435	83,731	26,604

人口推計年報（総務省統計局：10月1日現在）
国勢調査（千人未満四捨五入・年齢不詳除く）

（表4）
神奈川県年齢別人口の推移（千人）

	年少人口 (0～14)	生産年齢人口 (15～64)	老年人口 (65～)
昭和60年	#1,595	#5,278	#556
平成2年	#1,376	#5,874	#705
7年	#1,232	#6,098	#908
12年	#1,184	#6,121	#1,170
14年	1,200	6,126	1,299
15年	1,205	6,123	1,359
16年	1,209	6,110	1,414
17年	#1,185	#6,088	#1,480
18年	1,193	6,075	1,561

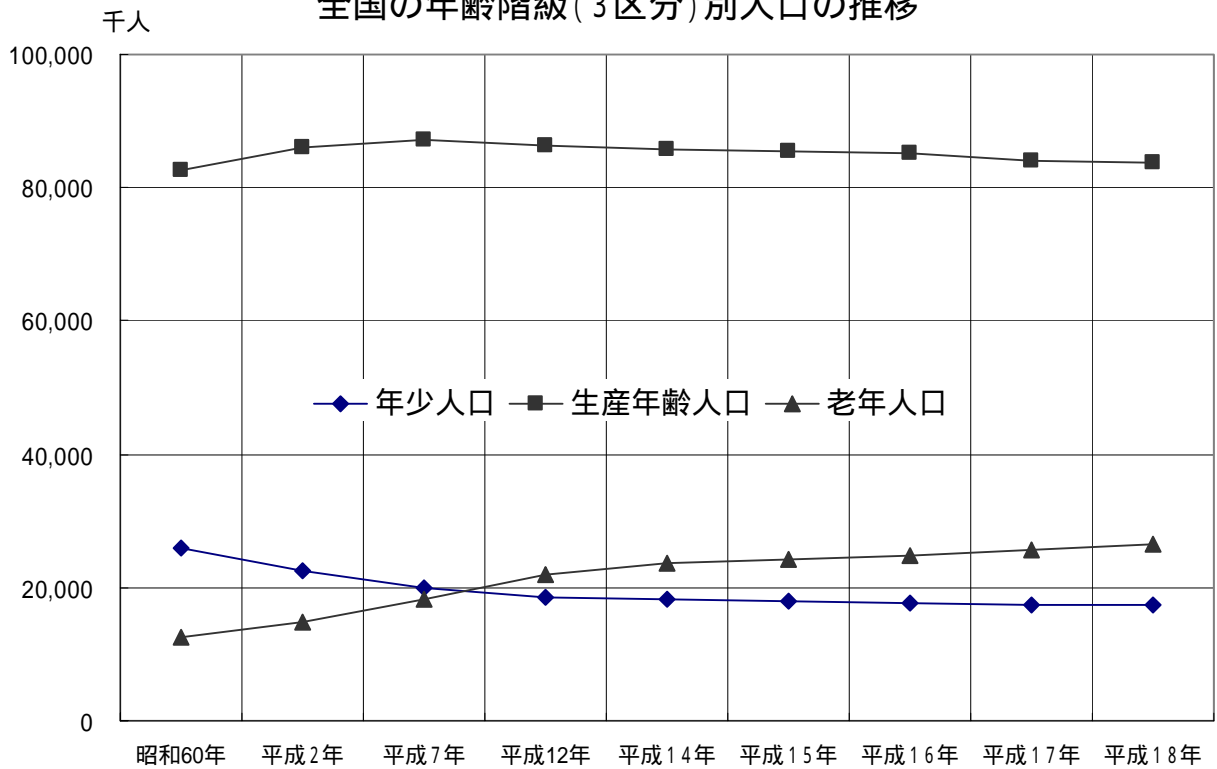
神奈川県人口統計調査（10月1日現在）
国勢調査（千人未満四捨五入・年齢不詳除く）

（表5）
平塚市の年齢別人口の推移（人）

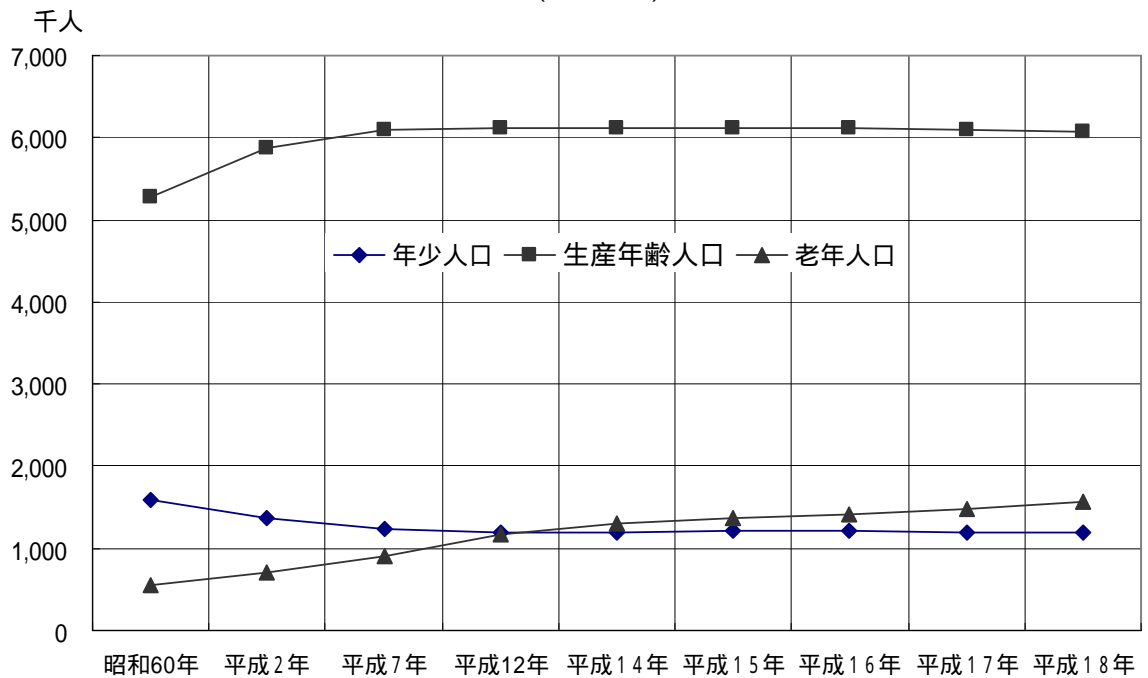
	年少人口 (0～14)	生産年齢人口 (15～64)	老年人口 (65～)
昭和60年	#52,092	#160,067	#17,829
平成2年	#45,445	#178,114	#22,313
7年	#40,404	#185,223	#28,171
12年	#36,771	#182,194	#35,662
14年	36,284	181,396	37,713
15年	35,666	179,716	39,706
16年	35,613	179,334	41,283
17年	#35,234	#178,112	#45,563
18年	35,174	177,793	46,035

神奈川県人口統計調査（10月1日現在）
国勢調査（年齢不詳を除く）

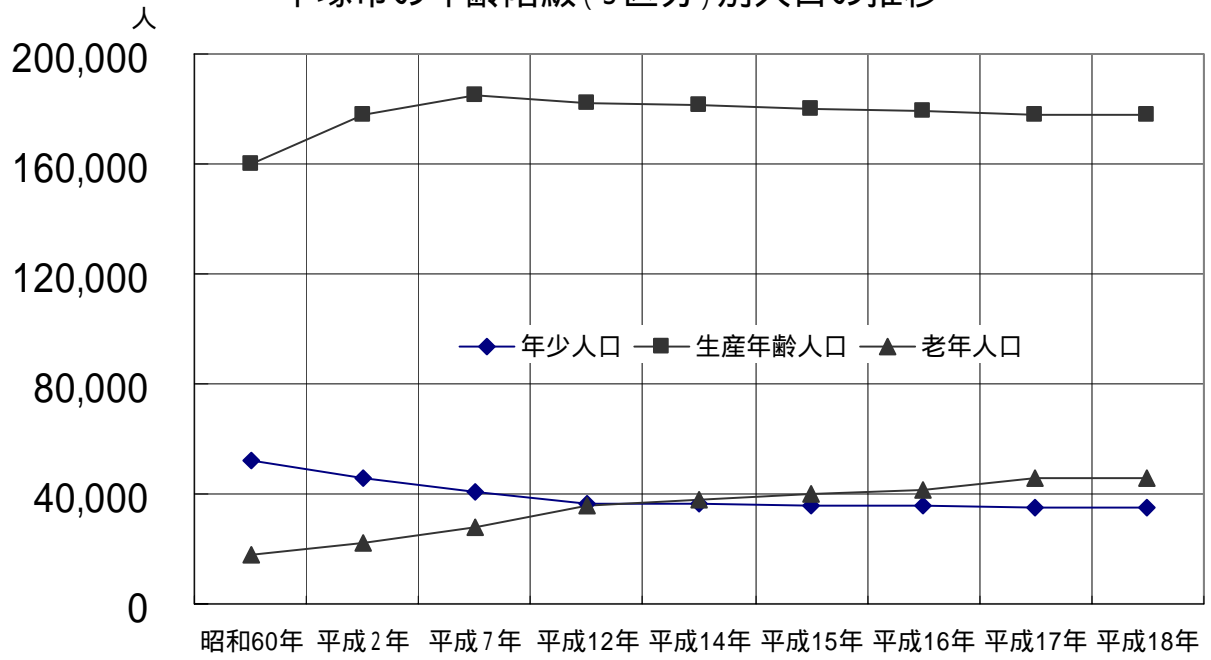
全国の年齢階級(3区分)別人口の推移



神奈川県内の年齢階級(3区分)別人口の推移



平塚市の年齢階級(3区分)別人口の推移



(表6) 年齢階級別人口(0～5歳)の推移

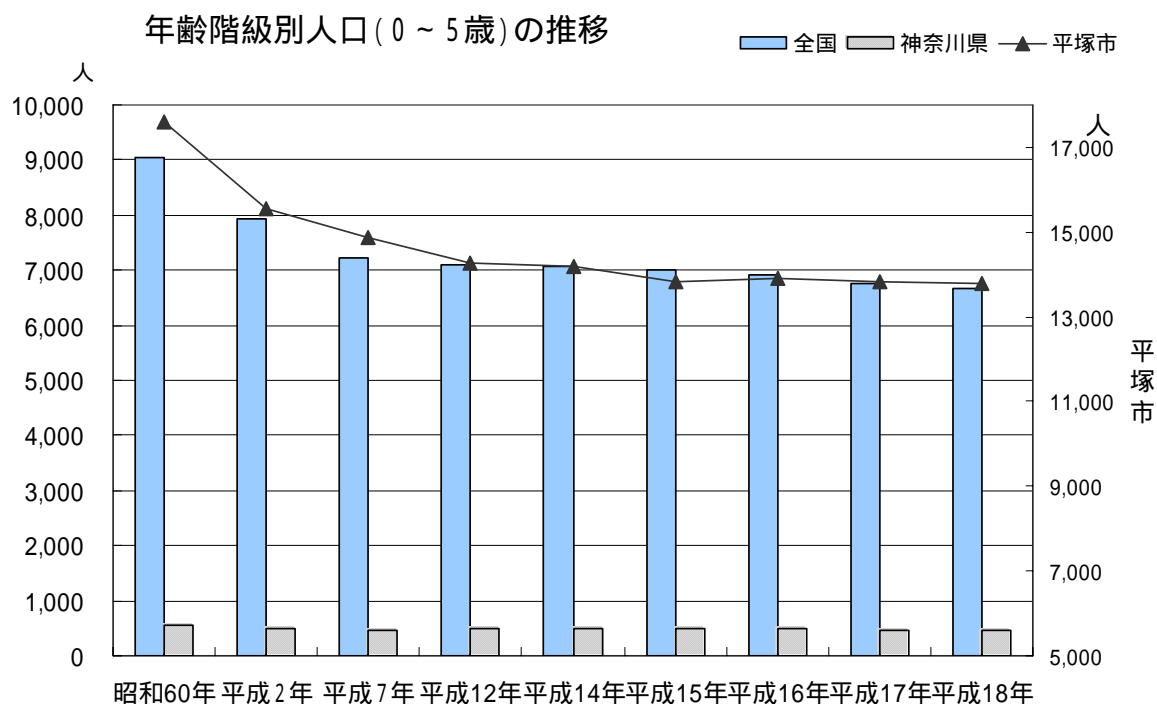
	全国 千人	神奈川県 千人	平塚市 人
昭和60年	#9,056	#541	#17,583
平成2年	#7,931	#494	#15,569
7年	#7,226	#469	#14,878
12年	#7,108	#484	#14,263
14年	7,067	489	14,177
15年	6,997	491	13,843
16年	6,904	491	13,918
17年	#6,761	#476	#13,833
18年	6,671	475	13,800

神奈川県人口統計調査(10月1日現在)

#国勢調査報告

*人口推計年報(総務省統計局:10月1日現在)

(千人未満四捨五入・年齢不詳除く)



第2節 出生の推移及び未婚状況

1 出生数、出生率及び合計特殊出生率の推移（表1）

国・県の出生数、出生率及び合計特殊出生率*は、年によりばらつきはありますが全般的に減少傾向となっています。

国の出生数は平成6年以降、最大出生数の年（昭和24年）の2,696,638人の半数以下であり、出生率（人口1,000対）は、最大出生率の年（大正9年）36.2の3割以下と減少傾向になっています。

平成18年の本市の出生数は2,2**人と減少傾向であり、出生率は8.2と国・県より下回っています。

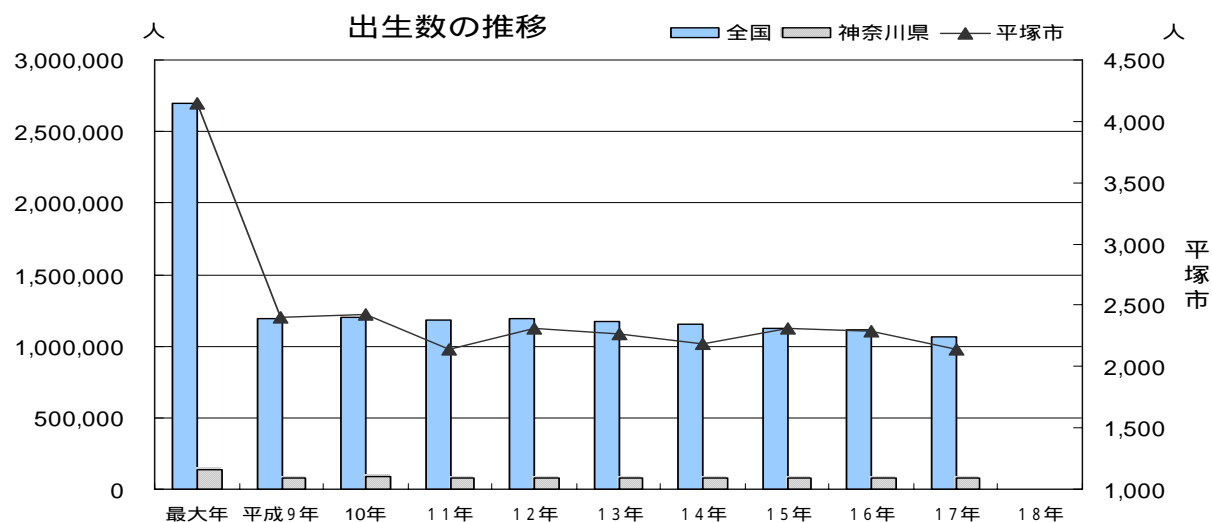
また、女性が生涯に産む子どもの数である合計特殊出生率では、本市は平成9年以降国より低く、平成18年では1.**となり少子化が進展しています。

（表1） 出生数、出生率及び合計特殊出生率の推移

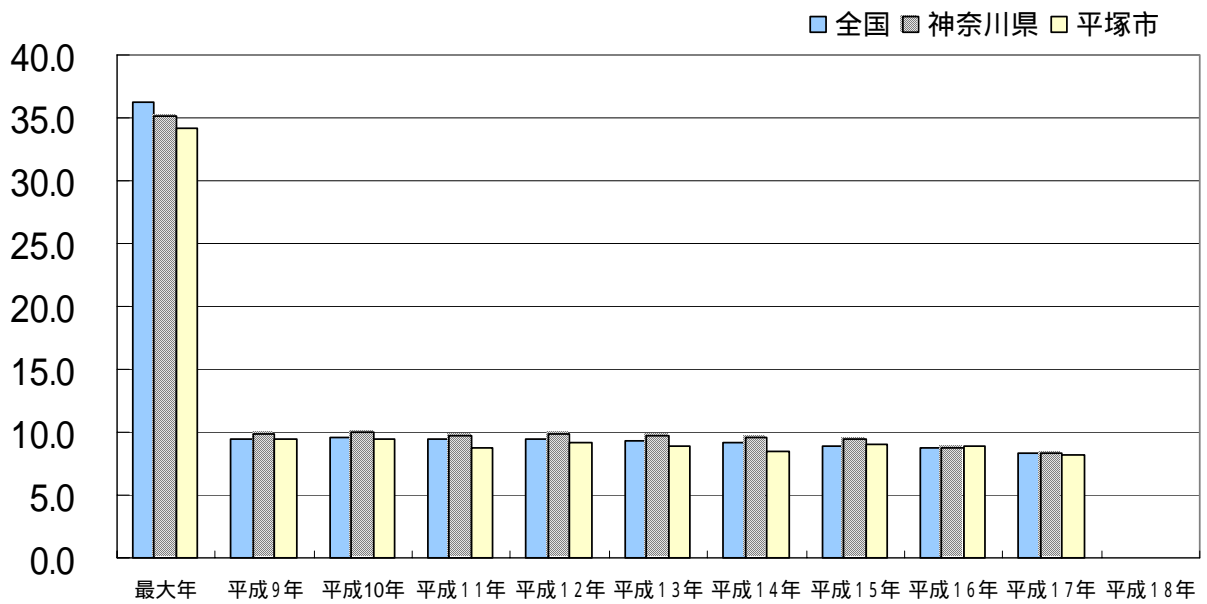
	出生数			出生率			合計特殊出生率		
	全国	神奈川県	平塚市	全国	神奈川県	平塚市	全国	神奈川県	平塚市
平成10年	1,203,147	83,104	2,429	9.6	10.0	9.5	1.38	1.28	1.34
11年	1,177,669	81,792	2,136	9.4	9.7	8.8	1.34	1.25	1.22
12年	1,190,560	82,906	2,307	9.5	9.8	9.1	1.35	1.25	1.27
13年	1,170,668	81,839	2,270	9.3	9.7	8.9	1.33	1.22	1.24
14年	1,153,855	81,498	2,180	9.2	9.6	8.5	1.32	1.22	1.19
15年	1,123,610	80,262	2,316	8.9	9.4	9.0	1.29	1.21	1.28
16年	1,110,721	79,441	2,292	8.8	9.2	8.9	1.29	1.20	1.27
17年	1,062,530	76,196	2,135	8.4	8.7	8.2	1.26	1.19	1.20
18年									
最大年	昭和24年 2,696,638	昭和48年 136,389	昭和48年 4,150	大正9年 36.2	昭和22年 35.1	昭和23年 34.1	昭和24年 4.54		

神奈川県衛生統計年報（各年1月～2月）

注：1）平成12年全国の合計特殊出生率は、厚生労働省「平成12年人口動態調査月報年計（概数）の概況」による。



出生率(人口1,000対)の推移



* 合計特殊出生率 = 母の年齢別出生数 / 年齢別女性人口 (15歳から49歳までの合計)

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢出生率で一生の間に産むとした時の平均子ども数に相当し、おおむね2.08以上ならば人口は減らないとされています。

2 母親の年齢別出生児数の推移（表2・表3）

県の母親の年齢別出生児数は、20歳代が減少傾向となっていますが、30歳代後半及び40歳代では増加傾向となっています。

本市においては、母親の年齢別出生数をみると、20歳代前半の母親の出生数は減少傾向にあり、平成14年以降はつきはありますが、30歳代が増加傾向となっており、出産の高齢化が進んでいます。

（表2） 神奈川県母親の年齢別出生児数の推移

	上段 出生児数(人)					下段 出生児構成割合(%)			
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
15歳未満	2	0	1	3	4	6	2	5	
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
15～19	962	1,053	835	1,033	1,196	1,066	1,058	880	
	1.1	1.3	1.0	1.2	1.5	1.3	1.3	1.2	
20～24	12,892	11,335	10,978	8,238	8,212	7,725	7,248	6,869	
	15.0	14.3	13.6	9.9	10.1	9.6	9.1	9.0	
25～29	38,363	34,673	33,138	30,747	27,420	25,366	23,677	21,806	
	44.6	43.6	41.1	37.1	33.6	31.6	29.8	28.6	
30～34	26,028	24,531	27,359	31,638	32,318	32,613	32,676	31,433	
	30.2	30.9	33.9	38.2	39.7	40.6	41.1	41.3	
35～39	7,235	6,898	7,476	10,115	11,063	12,036	13,192	13,478	
	8.4	8.7	9.3	12.2	13.6	15.0	16.6	17.7	
40～44	599	932	887	1,101	1,247	1,427	1,547	1,674	
	0.7	1.2	1.1	1.3	1.5	1.8	1.9	2.2	
45～	26	14	17	29	38	23	41	51	
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	
計	86,101	79,437	80,692	82,906	81,498	80,262	79,441	76,196	
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

神奈川県衛生統計年報(各年1月～12月)

注:1) 計については不詳を含むため、年齢別の合計が計と合わない場合があります。

注:2) %については小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

(表3) 平塚市の母親の年齢別出生児数の推移

上段 出生児数(人) 下段 出生児構成割合(%)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
15歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
15～19	32	36	26	47	48	56	46	39	
	1.2	1.5	1.1	2.0	2.2	2.4	2.0	1.8	
20～24	452	412	394	306	312	319	275	264	
	17.0	17.0	16.3	13.3	14.3	13.8	12.0	12.4	
25～29	1,174	1,080	1,017	846	743	824	757	664	
	44.1	44.7	42.1	36.7	34.1	35.6	33.0	31.1	
30～34	796	678	750	830	803	792	850	830	
	29.9	28.1	31.1	36.0	36.8	34.2	37.1	38.9	
35～39	201	182	201	251	256	277	326	305	
	7.5	7.5	8.3	10.9	11.7	12.0	14.2	14.3	
40～44	9	29	26	27	18	48	35	33	
	0.3	1.2	1.1	1.2	0.8	2.1	1.5	1.5	
45～	0	0	1	0	0	0	3	0	
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	
計	2,664	2,417	2,415	2,307	2,180	2,316	2,292	2,135	
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

神奈川県衛生統計年報(各年1月～12月)

注:1)計については不詳を含むため、年齢別の合計が計と合わない場合があります。

注:2)％については小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100％にならない場合があります。

3 出生順位別出生児数の推移（表4・表5）

本市の出生順位別出生児数は、昭和60年では第1子と第2子がほぼ同数から、第2子と第3子が徐々に減少し、第1子が増加しましたが、平成7年以降、いずれも横ばい傾向となっています。県に比べ第3子の割合が多い他は、ほぼ同様な傾向となっています。

（表4） 神奈川県出生順位別出生児数の推移

	上段 出生児数(人)					下段 出生児構成割合(%)			
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
第1子	38,382	37,828	41,007	42,950	42,350	41,342	40,848	38,956	
	44.6	47.6	51.5	51.8	52.0	51.5	51.4	51.1	
第2子	34,645	29,910	28,435	30,238	29,749	29,692	29,345	28,293	
	40.2	37.7	35.7	36.5	36.5	37.0	36.9	37.1	
第3子	11,294	10,007	8,560	8,054	7,740	7,627	7,615	7,286	
	13.1	12.6	10.8	9.7	9.5	9.5	9.6	9.6	
第4子	1,386	1,412	1,254	1,317	1,304	1,231	1,269	1,301	
	1.6	1.8	1.6	1.6	1.6	1.5	1.6	1.7	
第5子 以上	394	280	296	347	355	370	364	360	
	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	
計	86,101	79,437	79,552	82,906	81,498	80,262	79,441	76,196	
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

神奈川県衛生統計年報(各年1月～12月)

注：1) %については小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

(表5) 平塚市の出生順位別出生児数の推移

	上段 出生児数(人)					下段 出生児構成割合(%)			
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
第1子	1,112	1,138	1,180	1,102	1,100	1,142	1,128	1,032	
	41.7	47.1	48.9	47.8	50.5	49.3	49.2	48.3	
第2子	1,086	880	907	878	818	882	862	814	
	40.8	36.4	37.6	38.1	37.5	38.1	37.6	38.1	
第3子	406	334	270	273	215	245	256	243	
	15.2	13.8	11.2	11.8	9.9	10.6	11.2	11.4	
第4子	42	50	47	38	36	33	38	36	
	1.6	2.1	1.9	1.6	1.7	1.4	1.7	1.7	
第5子 以上	18	15	11	16	11	14	8	10	
	0.7	0.6	0.5	0.7	0.5	0.6	0.3	0.5	
計	2,664	2,417	2,415	2,307	2,180	2,316	2,292	2,135	
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

神奈川県衛生統計年報(各年1月～12月)

注:1)%については小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

4 出生時の体重別出生児数の推移（表6・表7）

出生を出生時の体重別の構成で見ると、本市では9割以上が2,500g～3,999gの正常体重児の出生であり、4,000g以上の巨大児についてはばらつきがありますが、2,500g未満の低体重児については、本市は減少傾向です。

（表6） 神奈川県の出産時の体重別出生児数の推移

上段 出生児数(人) 下段 出生児構成割合(%)

		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
低 体 重 児	1,000g 未満	132	112	168	188	210	216	223	231	
		0.2	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	
	1,000～ 1,499g	283	268	294	318	344	319	334	322	
		0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	
	1,500～ 1,999g	706	704	768	902	957	941	946	948	
		0.8	0.9	0.9	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	
	2,000～ 2,499g	3,576	4,028	4,731	5,824	5,995	5,971	5,901	5,769	
		4.2	5.1	5.8	7.0	7.4	7.4	7.4	7.6	
小計	4,697	5,112	5,961	7,232	7,506	7,447	7,404	7,270		
	5.5	6.4	7.3	8.7	9.2	9.3	9.3	9.5		
正 常 体 重 児	2,500～ 2,999g	24,712	25,806	28,748	31,494	31,161	30,96	31,225	29,686	
		28.7	32.5	35.3	38.0	38.2	38.6	39.3	39.0	
	3,000～ 3,499g	40,056	36,296	35,549	34,723	33,715	32,813	32,445	31,288	
		46.5	45.7	43.7	41.9	41.4	40.9	40.8	41.1	
	3,500～ 3,999g	14,679	10,995	10,152	8,694	8,325	8,281	7,686	7,296	
		17.0	13.8	12.5	10.5	10.2	10.3	9.7	9.6	
小計	79,447	73,097	74,449	74,911	73,201	72,061	71,356	68,270		
	92.3	92.0	91.5	90.4	89.8	89.8	89.8	89.6		
巨 大 児	4,000g 以上	1,938	1,221	949	755	774	745	677	643	
		2.3	1.5	1.2	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8	
不 詳	不詳	19	7	38	8	17	9	4	13	
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
合 計		86,101	79,437	81,397	82,906	81,498	80,262	79,441	76,196	
		100	100	100	100	100	100	100	100	

神奈川県衛生統計年報(各年1月～12月)

注:1) %については小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

(表7) 平塚市の出生時の体重別出生児数の推移

上段 出生児数(人) 下段 出生児構成割合(%)

		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
低 体 重 児	1,000g 未満	4 0.2	4 0.2	2 0.1	6 0.3	4 0.2	7 0.3	9 0.4	8 0.4	
	1,000~ 1,499g	6 0.2	9 0.4	8 0.3	8 0.3	10 0.5	8 0.3	12 0.5	12 0.6	
	1,500~ 1,999g	17 0.6	26 1.1	19 0.8	22 1.0	30 1.4	27 1.2	25 1.1	20 0.9	
	2,000~ 2,499g	105 3.9	124 5.1	148 6.1	148 6.4	150 6.9	195 8.4	166 7.2	135 6.3	
	小計	132 5.0	163 6.7	177 7.3	184 8.0	194 8.9	237 10.2	212 9.2	175 8.2	
	2,500~ 2,999g	765 28.7	776 32.1	856 35.4	877 38.0	798 36.6	864 37.3	918 40.1	821 38.5	
	3,000~ 3,499g	1,260 47.3	1,102 45.6	1,074 44.5	961 41.7	938 43.0	931 40.2	933 40.7	886 41.5	
	3,500~ 3,999g	453 17.0	349 14.4	272 11.3	260 11.3	230 10.6	256 11.1	215 9.4	226 10.6	
小計	2,478 93.0	2,227 92.1	2,202 91.2	2,098 90.9	1,966 90.2	2,051 88.6	2,066 90.1	1,933 90.5		
巨 大 児	4,000g 以上	54 2.0	26 1.1	36 1.5	24 1.0	20 0.9	28 1.2	14 0.6	27 1.3	
	不 詳	0 0.0	1 0.0	0 0.0	1 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
合計		2,664 100	2,417 100	2,415 100	2,307 100	2,180	2,316	2,292	2,135	

神奈川県衛生統計年報(各年1月~12月)

注:1%)については小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

5 未婚状況（表8・表9）

本市の未婚状況を平成17年の国勢調査からみると、男女の未婚率は20歳代前半で男女とも9割、20歳代後半では男性が7割、女性が6割となっており、県も同様な傾向にあります。特に男性においては、県・市とも30歳代前半で5割台が未婚です。

（表8） 神奈川県20～40歳の男女未婚者数及び未婚率 (人)

	男性			女性		
	総数	未婚者数	未婚率	総数	未婚者数	未婚率
20～24歳	294,562	281,166	95.5	257,067	233,091	90.7
25～29歳	332,305	251,865	75.8	299,207	182,259	60.9
30～34歳	402,624	203,574	50.6	372,357	119,424	32.1
35～39歳	380,430	123,377	32.4	342,406	62,668	18.3
40～44歳	327,654	80,567	24.6	291,338	35,801	12.3

国勢調査報告(平成17年10月1日現在)

（表9） 平塚市20～40歳の男女未婚者数及び未婚率

	男性			女性		
	総数	未婚者数	未婚率	総数	未婚者数	未婚率
20～24歳	10,153	9,571	94.3	7,446	6,495	87.2
25～29歳	9,050	6,590	72.8	8,182	4,608	56.3
30～34歳	11,003	5,571	50.7	9,853	2,982	30.3
35～39歳	10,048	3,432	34.2	8,962	1,548	17.3
40～44歳	8,934	2,409	27.0	8,067	865	10.7

国勢調査報告(平成17年10月1日現在)

第3節 女性の労働力状態の推移（表1）

本市の女性労働力状態を国勢調査からみると、昭和50年から平成12年までに女性労働力人口は2倍に増え、平成17年には、働く女性は15歳以上の女性人口の半数を占めています。

（表1） 平塚市の女性労働力状態の推移 (人)

	女性15歳以上人口	労働力人口						非労働力人口
		総数	主に仕事	家事のほか仕事	通学のかたわら仕事	仕事を休んでいた	完全失業	
昭和50年	* 69,156	26,840	16,393	9,620	161	181	485	42,316
昭和55年	* 77,571	31,517	17,609	12,736	264	270	638	45,925
昭和60年	* 86,016	38,142	20,268	16,193	431	292	958	47,799
平成2年	* 97,209	44,690	25,991	16,426	649	420	1,204	52,370
平成7年	* 104,605	49,610	27,786	18,067	1,037	476	2,244	54,797
平成12年	* 107,317	49,995	29,674	15,942	1,241	602	2,536	57,126
平成17年	* 109,573	51,453	29,078	17,624	1,420	738	2,625	57,778

国勢調査報告(10月1日現在)

* 労働力状態「不詳」を含む

第4節 死産の推移（表1・表2）

死産*1は、平成7年以降、緩やかな減少傾向にあり、死産率は国及び県とほぼ同様の傾向となっています。

（表1） 死産数(自然*2・人工*3別)の推移

	全国			神奈川県			平塚市		
	総数	自然	人工	総数	自然	人工	総数	自然	人工
昭和60年	69,009	33,114	35,895	3,250	1,906	1,344	97	49	48
平成2年	53,892	23,383	30,509	2,888	1,462	1,426	87	36	51
平成7年	39,403	18,262	21,141	2,259	1,288	971	62	43	19
平成12年	38,393	16,200	22,193	2,206	1,119	1,087	74	非公表	非公表
平成14年	36,978	15,161	21,817	2,183	1,083	1,100	66	非公表	非公表
平成15年	35,330	14,644	20,686	2,208	1,090	1,118	60	非公表	非公表
平成16年	34,365	14,288	20,077	2,117	978	1,139	73	非公表	非公表
平成17年	31,818	13,502	18,316	2,062	1,023	1,059	57	非公表	非公表
平成18年									

神奈川県衛生統計年報(各年1月～12月)

（表2） 死産率(自然・人工別)の推移

(出産1,000対)

	全国			神奈川県			平塚市		
	総数	自然	人工	総数	自然	人工	総数	自然	人工
昭和60年	46.0	22.1	23.9	36.4	21.3	15.0	35.1	17.7	17.4
平成2年	42.3	18.3	23.9	35.1	17.8	17.3	34.7	14.4	20.4
平成7年	32.1	14.9	17.2	27.2	15.5	11.7	25.0	17.4	7.7
平成12年	31.2	13.2	18.1	25.9	13.1	12.8	31.1	非公表	非公表
平成14年	31.1	12.7	18.3	26.1	12.9	13.1	29.4	非公表	非公表
平成15年	30.5	12.6	17.8	26.8	13.2	13.6	25.3	非公表	非公表
平成16年	30.0	12.5	17.5	26.0	12.0	14.0	30.9	非公表	非公表
平成17年	29.1	12.3	16.7	26.3	13.1	13.3	26.0	非公表	非公表
平成18年									

神奈川県衛生統計年報(各年1月～12月)

- *1 死産とは、妊娠満12週以後の死児の出産のこと。
- *2 自然死産とは、人工死産以外のこと。
- *3 人工死産とは、人工中絶のこと。

第5節 死亡の推移

1 周産期死亡*1の推移(表1)

本市の妊娠満22週以降の周産期死亡率(出生1,000対)は、平成12年以降低下傾向となっています。

(表1) 周産期死亡の推移

	全国						神奈川県					
	実数			率(1,000対)			実数			率(1,000対)		
	周産期死亡数	22週以降死産数	早期新生児死亡数*2	周産期死亡率*3	22週以降死産率	早期新生児死亡率	周産期死亡数	22週以降死産数	早期新生児死亡数	周産期死亡率	22週以降死産率	早期新生児死亡率
昭和60年	11,470	7733	3,737	8.0	5.4	2.6	640	412	228	7.4	4.8	2.6
平成2年	7,001	4664	2,337	5.7	3.8	1.9	448	292	156	5.6	3.7	2.0
平成7年	8,412	6,580	1,832	7.0	5.5	1.5	609	467	142	7.5	5.8	1.8
平成12年	6,881	5,362	1,519	5.8	4.5	1.3	521	392	129	6.3	4.7	1.6
平成14年	6,333	4,959	1,374	5.5	4.3	1.2	446	35	111	5.5	4.1	1.4
平成15年	5,929	4,626	1,303	5.3	4.1	1.2	414	320	94	5.1	4.0	1.2
平成16年	5,541	4,357	1,184	5.0	3.9	1.1	386	312	74	4.8	3.9	0.9
平成17年	5,149	4,058	1,091	4.8	3.8	1.0	397	311	86	5.2	4.1	1.1
平成18年												

	平塚市					
	実数			率(1,000対)		
	周産期死亡数	22週以降死産数	早期新生児死亡数	周産期死亡率	22週以降死産率	早期新生児死亡率
昭和60年	19	10	9	7.1	3.8	3.4
平成2年	15	10	5	6.2	4.1	2.1
平成7年	18	12	6	7.4	5.0	2.5
平成12年	17	非公表	非公表	7.3	非公表	非公表
平成14年	12	非公表	非公表	5.5	非公表	非公表
平成15年	9	非公表	非公表	3.9	非公表	非公表
平成16年	18	非公表	非公表	7.8	非公表	非公表
平成17年	12	非公表	非公表	5.5	非公表	非公表
平成18年						

神奈川県衛生統計年報(各年1月~12月)

注:1) 平成6年までは妊娠28週以降の死産

*1 周産期死亡とは、妊娠22週以後の死産数と早期新生児死産数をあわせたもの

*2 早期新生児死亡とは、生後1週未満の死亡のこと。

*3 妊娠満22週以後の死産数+早期新生児死亡数/出生数×1,000

2 乳児死亡数・率及び新生児死亡数・率の推移（表2・表3・表4）

国及び県の乳児死亡率・新生児死亡率（出生1,000対）は、年々低下傾向にあります。本市においては、死亡率の推移は年によりばらつきがありますが、ほぼ横ばいの傾向です。全国乳児死亡に占める不慮の事故割合は、15年度までは減少傾向でしたが、16、17年度と増加傾向にあります。

（表2） 乳児死亡数・率及び新生児死亡数・率の年次推移

	全国						神奈川県					
	実数			率(1,000対)			実数			率(1,000対)		
	乳児死亡数 *1	新生児死亡数 *2	早期新生児死亡数	乳児死亡率 *3	新生児死亡率 *4	早期新生児死亡率 *5	乳児死亡数	新生児死亡数	早期新生児死亡数	乳児死亡率	新生児死亡率	早期新生児死亡率
昭和60年	7,899	4,910	3,737	5.5	3.4	2.6	437	285	228	5.1	3.3	2.6
平成2年	5,616	3,179	2,337	4.6	2.6	1.9	354	207	156	4.5	2.6	2.0
平成7年	5,054	2,615	1,832	4.3	2.2	1.5	361	192	142	4.5	2.4	1.8
平成12年	3,830	2,106	1,519	3.2	1.8	1.3	279	177	129	3.4	2.1	1.6
平成14年	3,497	1,937	1,374	3.0	1.7	1.2	267	148	111	3.3	1.8	1.4
平成15年	3,364	1,879	1,303	3.0	1.7	1.2	260	147	94	3.2	1.8	1.2
平成16年	3,122	1,622	1,184	2.8	1.5	1.1	209	105	74	2.6	1.3	0.9
平成17年	2,958	1,510	1,091	2.8	1.4	1.0	239	127	86	3.1	1.7	1.1
平成18年												

	平塚市					
	実数			率(1,000対)		
	乳児死亡数	新生児死亡数	早期新生児死亡数	乳児死亡率	新生児死亡率	早期新生児死亡率
昭和60年	12	11	9	4.5	4.1	3.4
平成2年	11	8	5	4.6	3.3	2.1
平成7年	15	8	6	6.2	3.3	2.5
平成12年	9	7	非公表	3.9	3.0	非公表
平成14年	8	3	非公表	3.7	1.4	非公表
平成15年	9	8	非公表	3.9	3.5	非公表
平成16年	11	5	非公表	4.8	2.2	非公表
平成17年	8	6	非公表	3.7	2.8	非公表
平成18年						

神奈川県衛生統計年報（各年1月～12月）

- * 1 乳児死亡とは、生後1年未満の死亡のこと。
- * 2 新生児死亡とは、生後4週未満の死亡のこと。
- * 3 乳児死亡数 / 出生数 × 1,000
- * 4 新生児死亡数 / 出生数 × 1,000
- * 5 早期新生児死亡数 / 出生数 × 1,000

(表3) 全国の0歳の死因順位別、死亡率

上段 率(出生10,000対) 下段 死因別百分率%

	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
昭和60年	先天異常	168.6 (30.6)	出生時外傷、低酸素症、分娩後死及びその他呼吸疾患	168.1 (30.5)	不慮の事故及び有害採用	31.5 (5.7)	肺炎及び気管支炎	18.7 (3.4)	心疾患	16.3 (3.0)
平成2年	先天異常	166.0 (36.1)	出生時外傷、低酸素症、分娩後死及びその他呼吸疾患	97.0 (21.1)	不慮の事故及び有害採用	28.3 (6.2)	心疾患	14.7 (3.2)	敗血症(新生児敗血症を含む)	13.8 (3.0)
平成7年	先天奇形、変形及び染色体異常	150.5 (35.3)	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	64.4 (15.1)	乳幼児突然死症候群	44.3 (10.4)	不慮の事故	27.7 (6.5)	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	20.3 (4.8)
平成12年	先天奇形、変形及び染色体異常	116.3 (36.2)	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	50.6 (15.7)	乳幼児突然死症候群	26.6 (8.3)	不慮の事故	18.2 (5.7)	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	17.4 (5.4)
平成14年	先天奇形、変形及び染色体異常	120.4 (39.7)	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	43.9 (14.5)	乳幼児突然死症候群	21.9 (7.2)	不慮の事故	14.5 (4.8)	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	12.7 (4.2)
平成15年	先天奇形、変形及び染色体異常	108.9 (36.4)	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	43.2 (14.4)	乳幼児突然死症候群	19.4 (6.5)	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	16.5 (5.5)	不慮の事故	13.5 (4.5)
平成16年	先天奇形、変形及び染色体異常	119.8 (35.2)	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	52.6 (15.4)	乳幼児突然死症候群	31.0 (9.1)	不慮の事故	18.3 (5.4)	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	16.6 (4.6)
平成17年	先天奇形、変形及び染色体異常	116.3 (36.2)	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	50.6 (15.7)	乳幼児突然死症候群	26.6 (8.3)	不慮の事故	18.2 (5.7)	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	17.4 (5.4)

母子保健事業団発行「母子保健の主たる統計」

(表4) 全国乳児死亡に占める不慮の事故割合

	乳児死亡数 (人)	不慮の事故	
		実人数	割合%
昭和60年	7,899	451	5.7
平成2年	5,616	346	6.2
平成7年	5,054	329	6.5
平成12年	3,830	217	5.7
平成14年	3,497	167	4.8
平成15年	3,364	152	4.5
平成16年	3,122	149	4.8
平成17年	2,958	174	5.9

母子保健事業団発行「母子保健の主たる統計」

参考文献

- (1) 厚生労働省監修：平成14年度版厚生労働白書，2002
- (2) 厚生労働省監修：母子保健の主たる統計

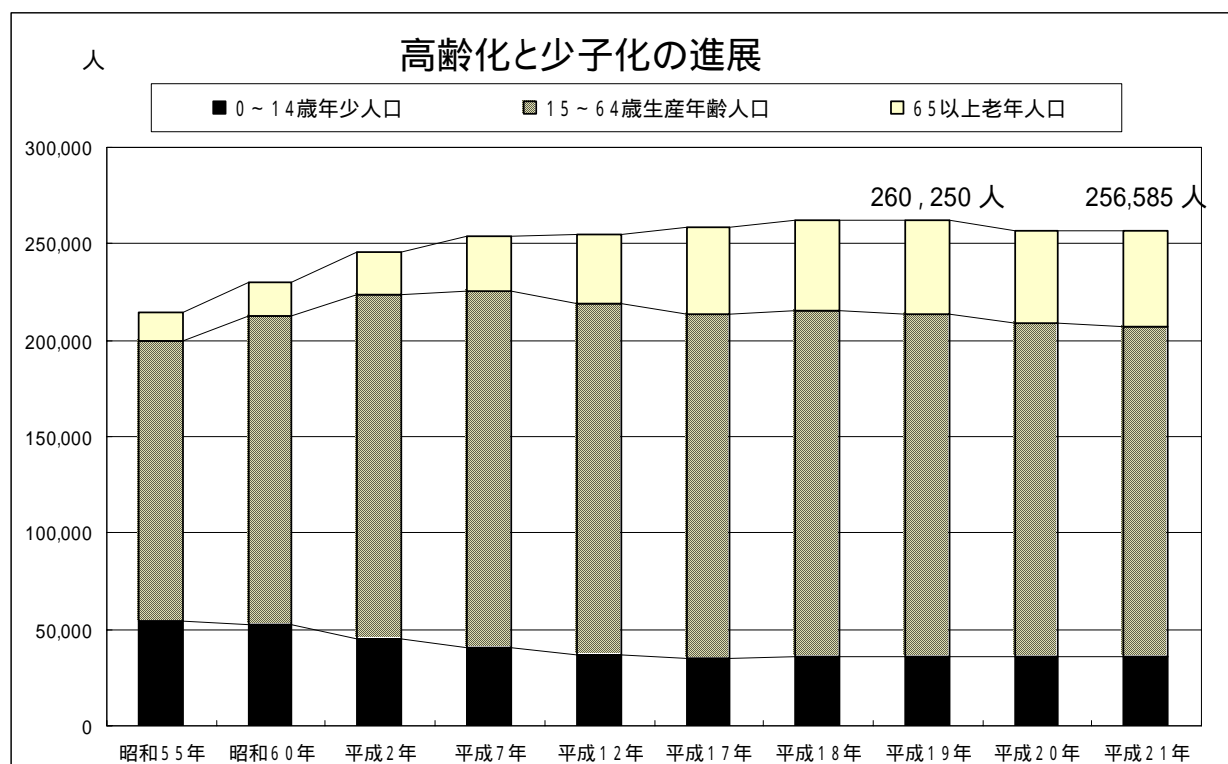
第3章 平塚市における推計人口

平塚市の総人口は、260,250人（平成19年1月1日現在）で、今後は減少傾向に転じると推計されています。

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口は、平成19年では、35,183人で年少人口比率は13.5%ですが、平成21年には、35,560人で約13.9%と予想されます。

また、生産年齢人口は、平成19年では、176,515人で生産年齢人口比率は67.8%ですが、平成21年には、171,364人で66.8%に減少すると予想されます。

さらに、老年人口は、平成19年では、48,503人で老年人口比率は18.6%ですが、平成21年には、約49,661人で19.4%に増加し、今後、少子高齢化が一段と進むと予想されます。



（平塚市将来人口推計）

第4章 基本理念及び基本目標

第1節 基本理念

人生80年時代にあって、生涯にわたる一貫した健康づくりが重要な課題となってきた中で、その基本は母子保健にあると言われていています。次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに生まれ育つことは個人の幸せはもとより社会にとってもきわめて重要なことです。

母と子を取り巻く環境は、少子化、核家族化の進展、女性の社会進出などにより大きく変化し、社会の連帯意識の希薄化や育児不安の増大のため子どもの虐待などの問題が深刻化してきています。

このような状況の中で子どもを快適な環境で安心して出産ができ、健やかな成長を支援する各種施策の充実が求められています。

さらに、子育てと仕事の両立の難しさから、ゆとりある子育てができないなど家庭環境に著しい変化が生じているために、子育て支援などの社会環境づくりを充実させることが必要となってきました。

このような考え方を踏まえ、「子育て、長寿を楽しみ、安心していきいき暮らせるまち」の実現をめざして、この計画の基本理念を次のように定めます。

子どもを

安心して産み

ゆとりをもって

みんなが

すこやかに育つ社会

第2節 基本目標

この計画では、「子どもを安心して産み ゆとりをもって みんながすこやかに育つ社会」の実現に向けて次の目標を設定します。

1 親と子の健康づくり

妊娠、出産、育児を通じて母と子の健康を確保し、生涯にわたる健全な生活を支える基礎づくりができるように、「親と子の健康づくり」の実現を図ります。

2 すこやかな家庭づくり

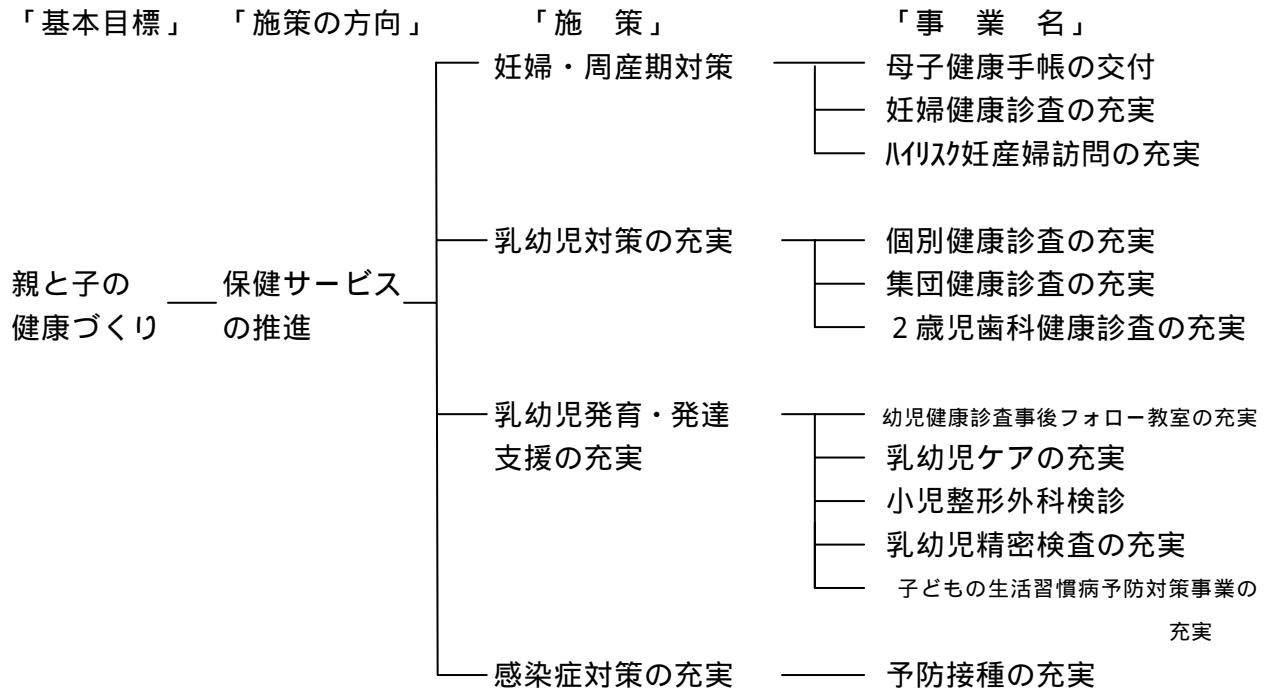
妊娠、出産、育児不安などを気軽に相談できる体制をつくり、思春期においては正しい父性母性の早期育成などの推進を図るとともに、多様化する保健サービスに適切に対応できる情報提供の場を充実して、「すこやかな家庭づくり」の実現を図ります。

3 すこやかに育つ基盤づくり

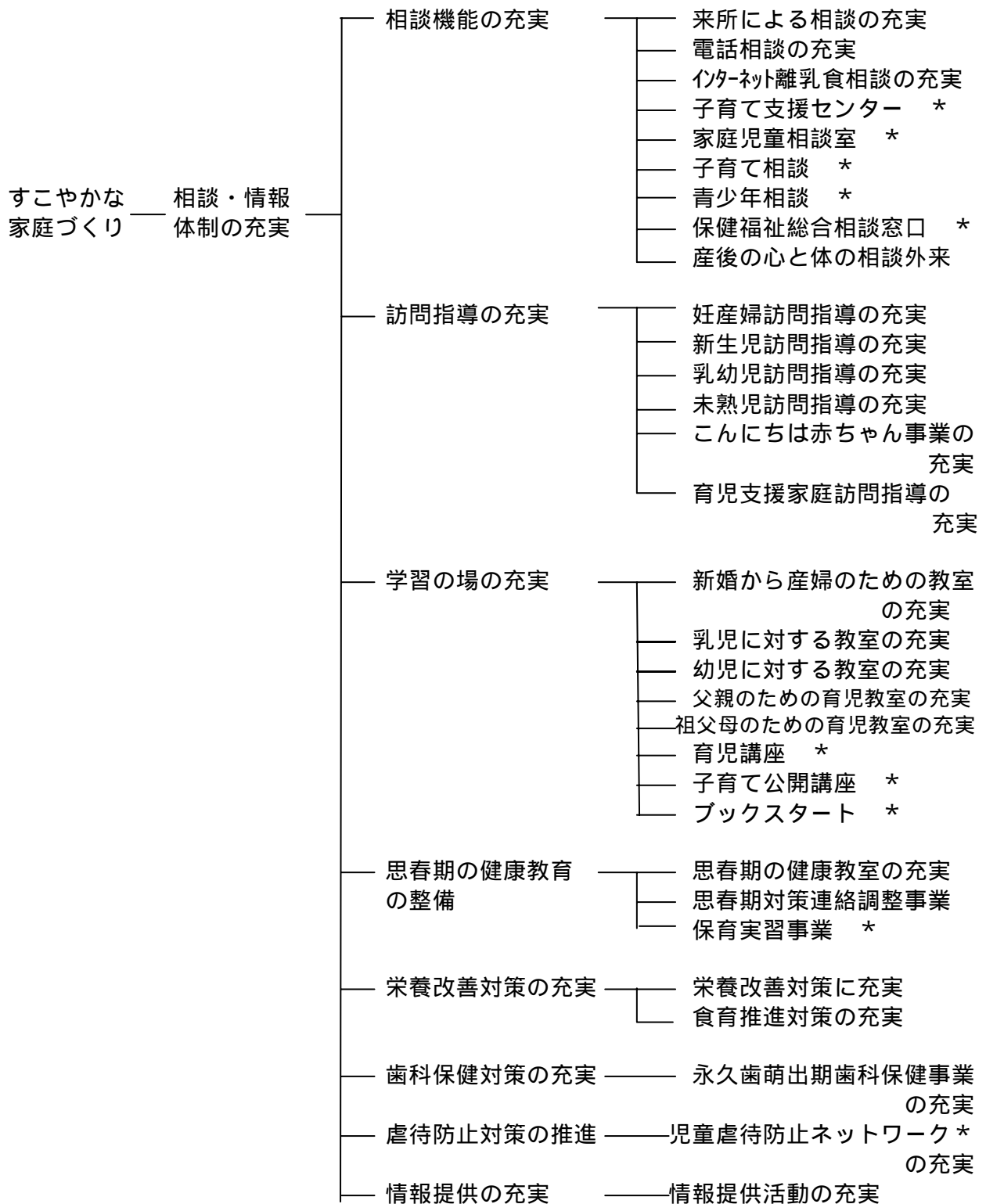
思春期から結婚、妊娠、出産、乳幼児、学童期にわたる一環した保健・福祉サービスが適切に提供されるような拠点の整備を行うとともに人材の確保及び資質の向上を進め、さらに保健・福祉・医療・教育との連携がとれた、「すこやかに育つ基盤づくり」の実現を図ります。

*** 改定平塚市母子保健計画の柱であった「安心できる子育て支援づくり」については、次世代育成支援行動計画において、きめ細かい子育て支援事業が策定されているので、本計画では省略した。**

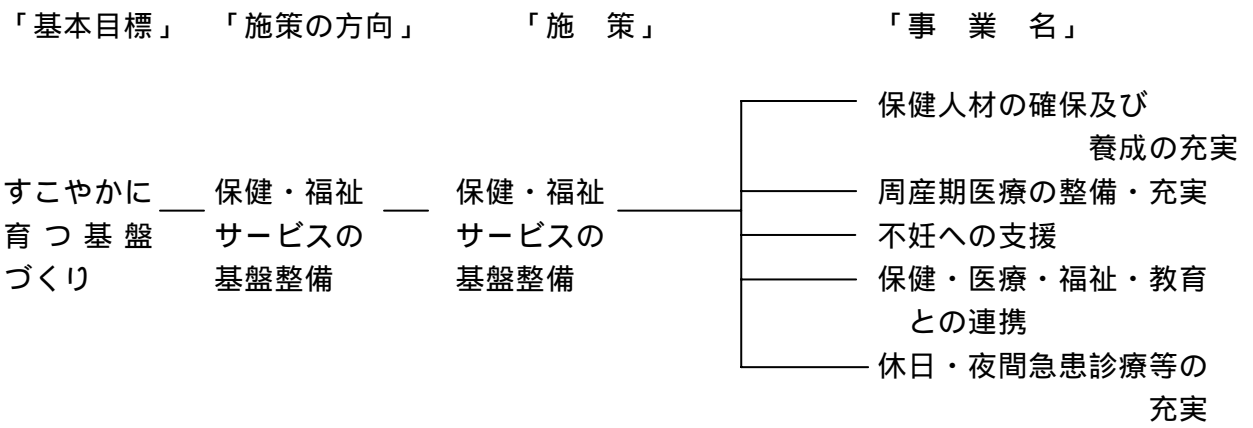
施策の体系



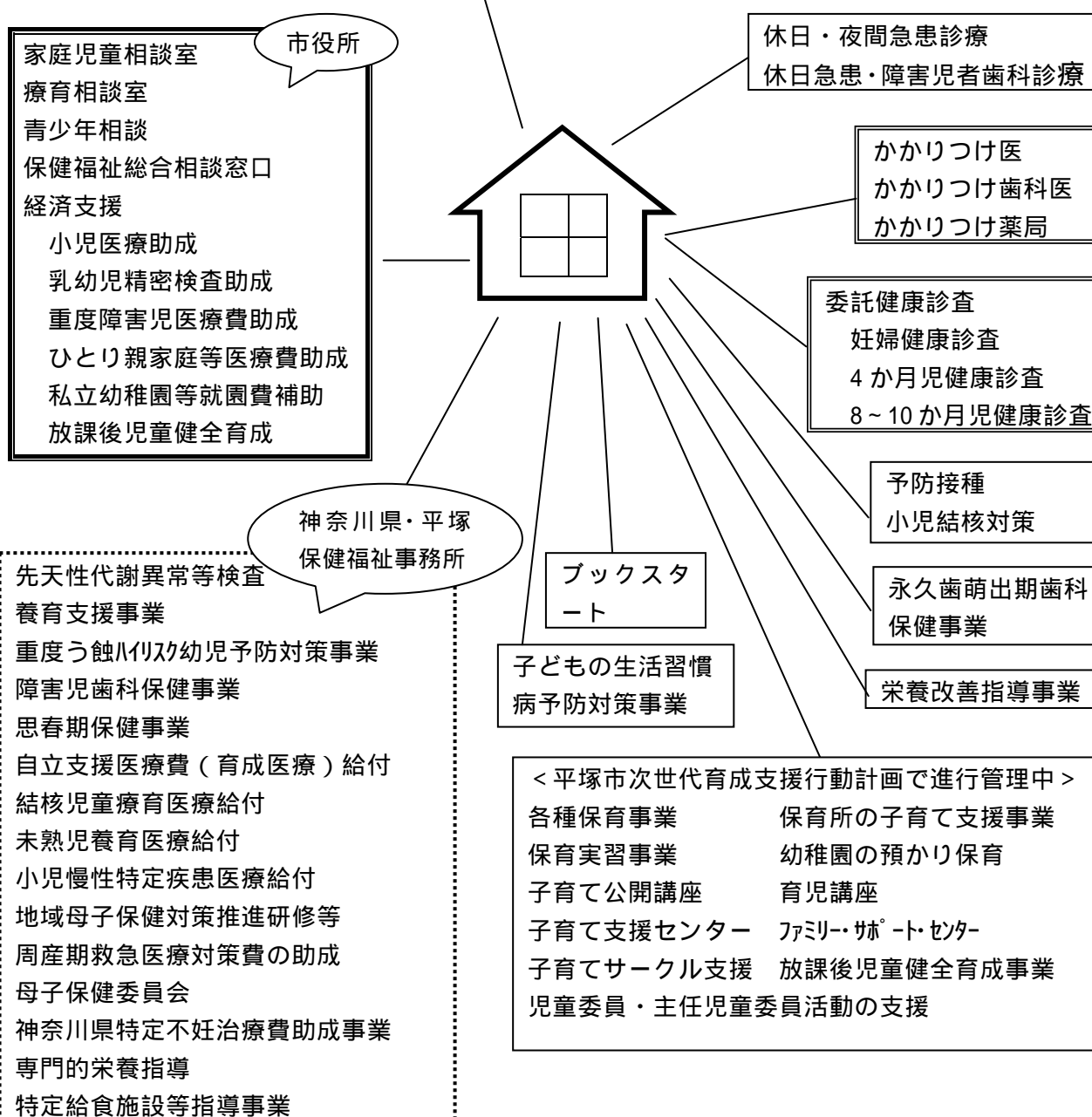
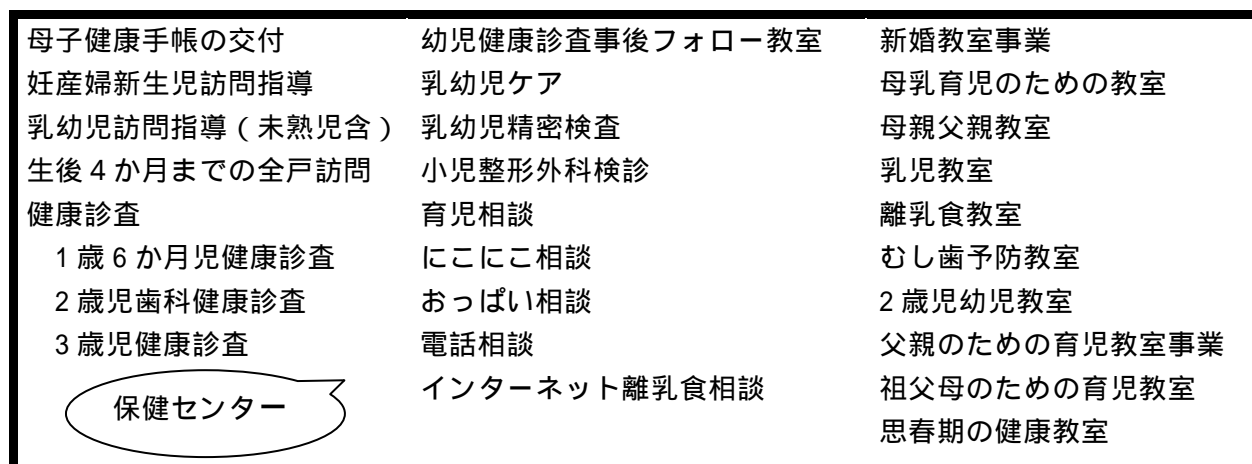
「基本目標」 「施策の方向」 「施策」 「事業名」



* 平塚市次世代育成支援計画内で進行管理中



平塚市母子保健事業体系図



第 部 各 論

第 1 章 親と子の健康づくり

第 2 章 すこやかな家庭づくり

第 3 章 すこやかに育つ基盤づくり

第1章 親と子の健康づくり

第1節 保健サービスの推進



第1章 親と子の健康づくり

第1節 保健サービスの推進

1 現状

妊産婦の健康は正常な分娩と健康な出生の基礎的条件であり、乳幼児の健康な発育は生涯にわたる健全な生活を支える基盤です。

本市においては、妊娠から出産・育児の一貫した健康記録として、また、妊娠・出産を通じた日常生活上の注意や育児のしおりとして「母子健康手帳」を交付しています。

妊婦の健康管理の徹底を図るため、全妊婦を対象に委託医療機関で健康診査を行うとともに、乳幼児の発育・発達の節目である4か月児健康診査・8～10か月児健康診査(共に委託医療機関で実施)の個別健康診査、1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査を、保健センターにてそれぞれ集団健康診査で実施しています。

未受診者に対しては訪問や電話等による状況把握や受診勧奨を行い、対象児の全数把握に努めています。また、2歳児歯科健康診査については、保健センターにて集団健診で実施しています。

アンケート調査結果では前回の調査に比べて、「健康診査に満足した」と答えた方が増加しています。満足した理由は、「相談で不安が解消」「医師・スタッフの対応」「待ち時間が少なかった」の順となっています。

妊娠してからの一貫した健康管理、育児支援ができるように、各健康診査の結果を記録・保存するため、個々に母子健康カードを作成しています。

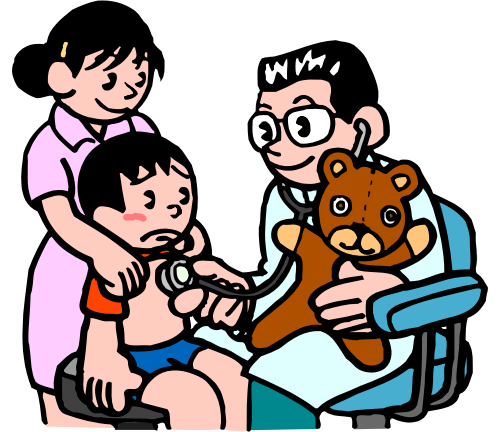
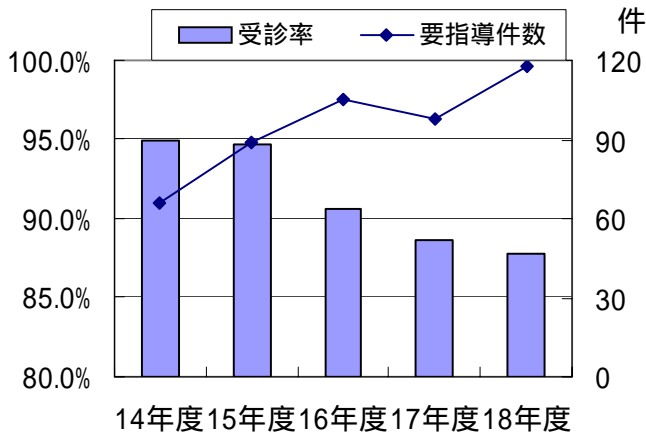
集団健康診査(1歳6か月児・3歳児)については、発育・発達の確認、疾病・異常の早期発見と適切な保健指導の他に、健康診査の中での子どもの状態や親子関係を観察・把握し育児支援へつなげることを目的に、児童福祉課の保育士が従事しています。

発育・発達面に事後指導を必要とする乳幼児については、乳幼児ケア・小児整形外科検診や1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の事後フォロー教室を行っています。

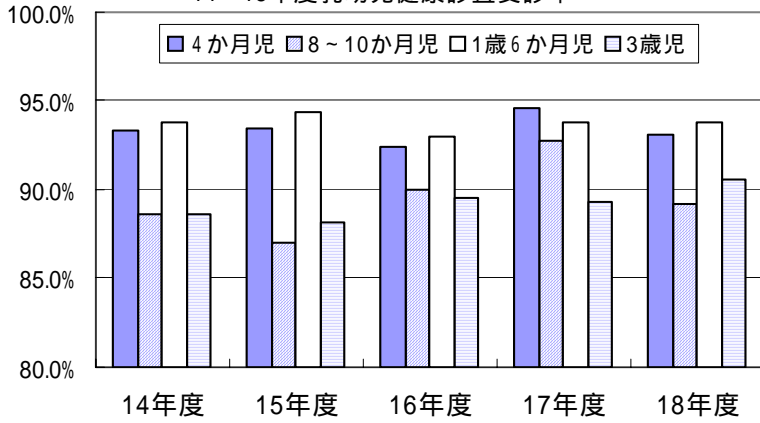
子どもの生活習慣病予防対策事業では、小児期から規則正しい生活習慣や食習慣を身につけるための啓発と指導を行っています。5歳児肥満調査の結果では、全体的には肥満児は減少していますが、やせ・やせ傾向の児の増加が見られます。

さらに、感染症の発生及び流行を予防するため、感染症対策として三種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風)・ポリオ・MR(麻しん・風しん)・日本脳炎・BCGなどの予防接種を行っています。

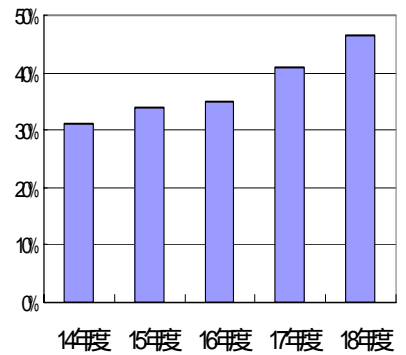
14～18年度妊婦健康診査の受診率と要指導件数



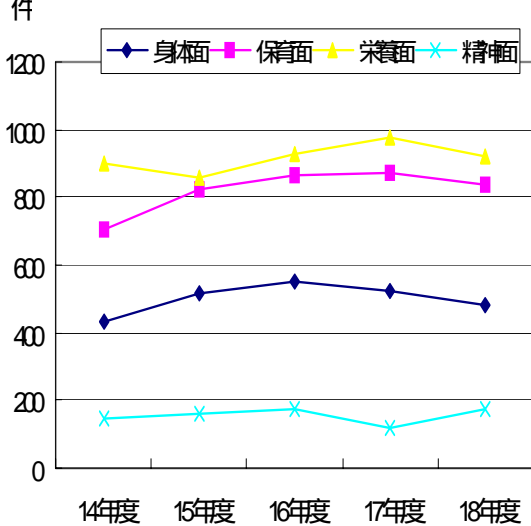
14～18年度乳幼児健康診査受診率



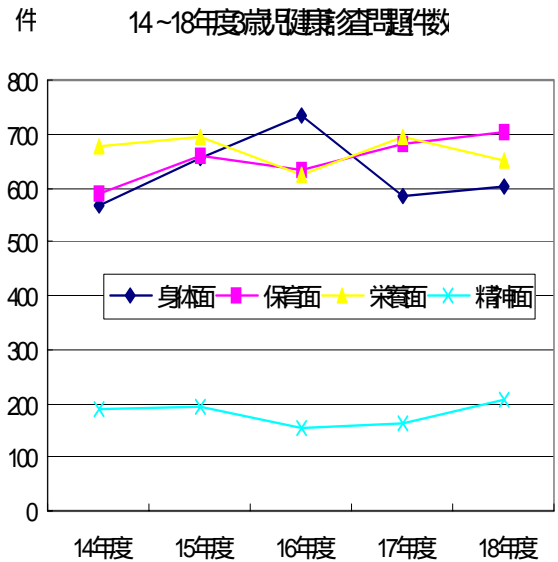
14～18年度2歳児健康診査受診率



14～18年度歳別健康診査課題数



14～18年度歳別健康診査課題数



2 課題

妊産婦及び乳幼児の健康な心とからだの育成は、生涯にわたる健全な生活を支える基盤づくりのための重要な課題です。

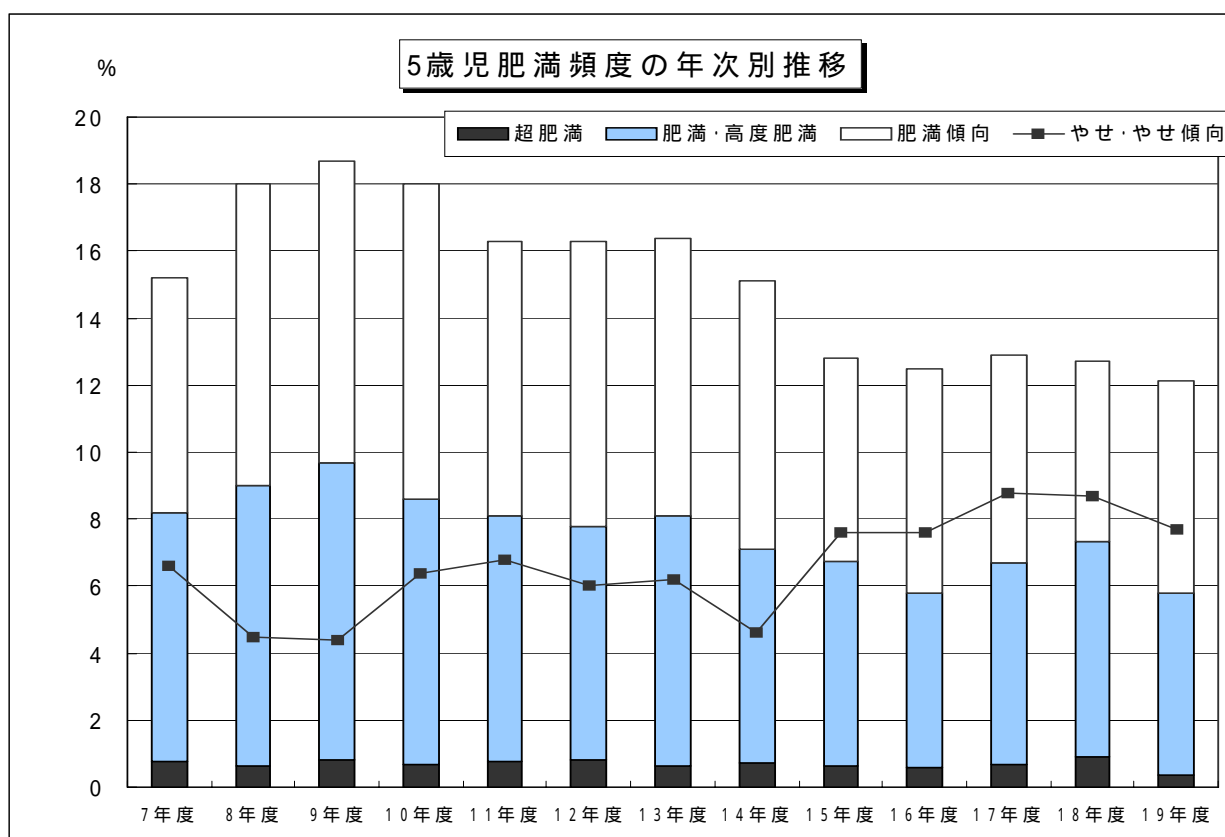
妊婦健康診査は、妊娠経過や胎児の発育状況の確認とともに、異常を早期発見、治療し、母体や胎児の健康を確保する上で重要性が高まっています。そこで、積極的な妊婦健康診査の受診を促し、事後指導及びフォロー体制の充実をより一層図る必要があります。

乳幼児健康診査は、健康管理上きわめて重要であり、疾病の早期発見など健康診査の精度管理とあわせて事後指導及びフォロー体制の充実や、子どもの心の安らかな発達といった育児支援の充実が求められています。

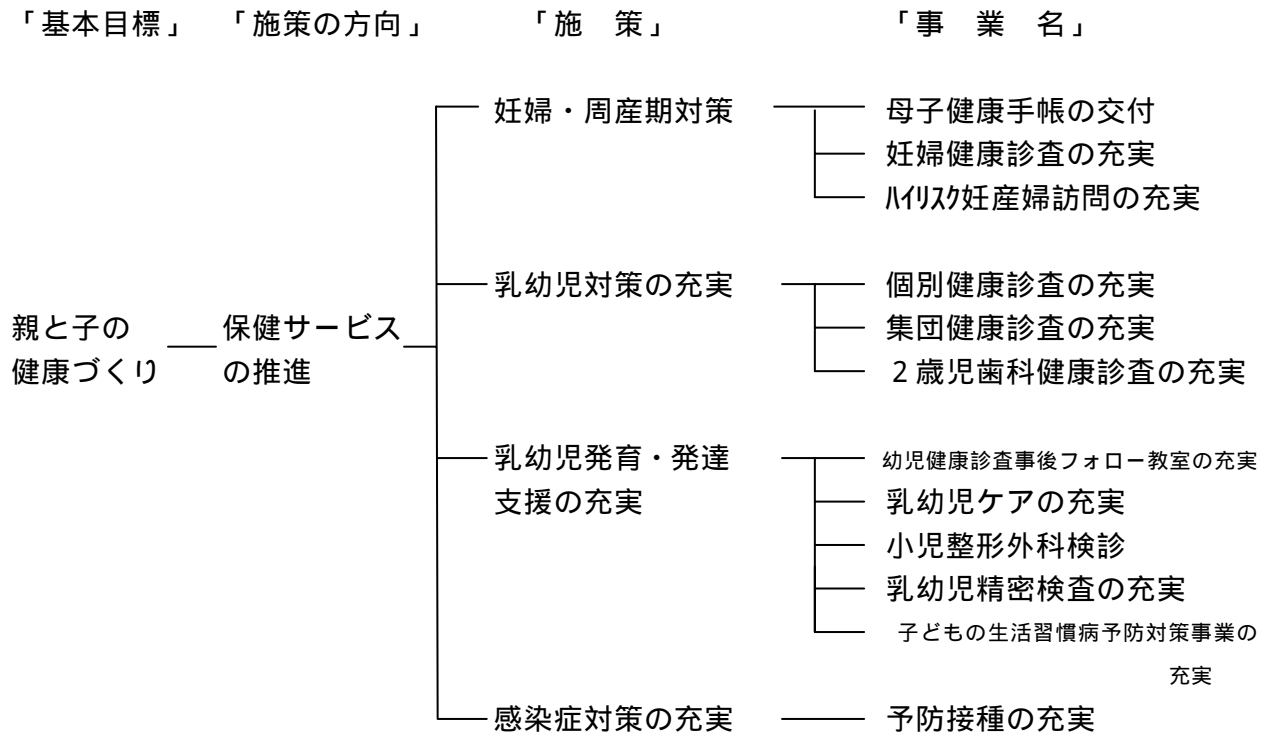
さらに、個別健康診査においては、委託医療機関との連携を密にすることで健康診査の充実を図る必要があります。

なお、小児期における肥満ややせなどの生活習慣病の危険因子をなくすよう正しい生活習慣獲得のためにも、子どもの生活習慣病予防対策事業の充実が必要です。

さらに、市民の予防接種を受ける義務が努力義務に改められていますが、感染症の発生や流行を予防するために、接種率の維持・向上が図られるよう今後の動向を踏まえながら感染症対策の充実が必要となります。



施策の体系



(1) 妊婦・周産期対策の充実

ア 基本的な考え方

妊娠、出産及び育児に関する一貫した健康記録として、また、妊娠・出産を通じた日常生活上の注意や育児のしおりとして、母子健康手帳の内容の充実や活用の啓発を図ります。

早産や妊娠中毒症などを予防し、安心して出産できるための妊婦健康診査の充実とともに、若年妊産婦・高齢妊産婦及び合併症のある妊産婦などのハイリスク妊産婦対策の充実を図ります。

イ 事業計画

計画事業 【主管課】	内 容	現 状 (平成19年度)	平成21年度までの 取り組み方
母子健康手帳の交付 【健康課】	<p>妊娠の届出をした妊婦に、母と子の健康と成長の記録や育児のしおりとなる母子健康手帳の交付の充実を図ります。</p> <p>配布については、市民が交付を受けやすい市窓口センターをはじめ、市民課、保健センター等で随時配布します。</p> <p>(外国人妊婦に対しては、英語版、ポルトガル語版、スペイン語版、タガログ語版、タイ語、中国語、韓国語版を配布)</p>	平成18年度実績 交付数2384人 (うち外国人63人)	・ 引き続き事業を継続
妊婦健康診査の充実 【健康課】	<p>妊娠中の健康管理や異常の早期発見・早期治療の徹底を図り、安全な分娩とゆとりをもった出産のため健康診査を実施します。また受診しやすい環境づくりのために健診回数の充実を図ります。</p> <p>健康診査の結果、医師が必要と認めた場合、保健師・助産師等による保健指導の充実を図ります。</p> <p>また、妊娠中の歯科疾患等の健診を実施します。</p>	平成18年度実施状況 第1回受診率(前期) 91.1% 第2回受診率(後期) 84.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2回から5回への受診回数が増 ・ 受診率の向上 ・ 妊婦歯科健診の実施

計画事業 【主管課】	内 容	現 状 (平成19年度)	平成21年度までの 取り組み方
ハイリスク 妊産婦*訪 問の充実 【健康課】	ハイリスク妊産婦 〔 合併症妊娠(妊娠高血圧症 候群、糖尿病など) 低出生体 重児(2500g未満)出産歴 のある妊婦 妊娠22週以降初 診の妊婦 外国人で支援が必要 な妊婦 18歳未満の妊婦 3 5歳以上の初産婦〕 に対して医療機関との連携を図 ると共に助産師、保健師、管理 栄養士、歯科衛生士による保健 指導の充実を図ります。	妊婦健康診査受診票 による保健指導依 頼、継続看護依頼に よるハイリスク妊産 婦への保健指導の実 施 平成18年度依頼 件数 118件	・ 引き続き事業を 継続



(2) 乳幼児対策の充実

ア 基本的な考え方

乳幼児期は、心身の発育が著しく、その時期の健全な発育は生涯を通じて健やかな生活を送るための基礎となります。

そのため、乳幼児の健康状態を確認し、各種の心身の問題の早期発見・早期治療を行うことにより、乳幼児の健康の保持・増進を図ります。

イ 事業計画

計画事業 【主管課】	内 容	現 状 (平成19年度)	平成21年度までの 取り組み方
個別健康診 査の充実 【健康課】	〔4ヶ月児健康診査〕 〔8～10ヶ月児健康診査〕 発育・発達の確認とともに、 疾病・異常の早期発見(再評価含 む)に努め、あわせて栄養指導や 育児不安の解消にむけての指導 を行います。	<健康診査方法> 個別健康診査 <場所> 委託医療機関 <対象者> 4か月から5ヶ 月になる前日まで 8ヶ月～11ヶ 月になる前日まで <回数> 1回 <18年度受診率> 93.1% 89.2%	・受診率の向上
集団健康診 査の充実 【健康課】	〔1歳6ヶ月児健康診査〕 〔3歳児健康診査〕 発育・発達の確認とともに、 疾病や異常及び歯科疾患の早期 発見(再評価を含む)を医師・ 歯科医師により実施し、子ども の発達の過程を認識し自らが育 児方法を生み出せるような指導 を行います。 ・子どもの心の安らかな発達の ために親子関係などの把握に 努めます。 ・生活習慣の自立、むし歯の予 防、栄養面などについての相 談を保健師、管理栄養士、歯 科衛生士、保育士が行い相談 の充実を図ります。 ・情緒や知能発達、親子関係の ひずみが認められる親子につ いては、心理相談員により心 理相談の充実を図ります。	<健康診査方法> 集団健康診査 <場所> 保健センター <対象者> 1歳6か月児 (1歳7か月になる 月を対象とする) 3歳児 (3歳2か月になる 月を対象とする) <回数> 月3回 <18年度受診率> 93.8% 90.5%	・受診率の向上及び 事業の充実

計画事業 【主管課】	内 容	現 状 (平成19年度)	平成21年度まで の取り組み方
2歳児歯科 健康診査の 充実 【健康課】	<p>歯科医師による歯科疾患の早期発見に努め、むし歯予防のための歯科保健指導と希望者へのフッ素体験塗布を歯科衛生士が実施します。また、予診を行うことで、発育・発達の確認とともに生活面、栄養面、心理面などの育児に関する相談を保健師、管理栄養士、心理相談員が行います。</p>	<p><健康診査方法> 集団健康診査 <場所> 保健センター <対象者> 2歳1か月児 <回数> 月2回 <18年度受診率> 46.5%</p>	<p>・受診率の向上及び事業の充実</p>

(3) 乳幼児発育・発達支援の充実

ア 基本的な考え方

健康診査は、その後の適切なフォローアップ*1があってはじめてその効果を発揮するものです。

そのため、健康診査後のフォローアップ体制を充実させるとともに、心身の異常の早期発見と問題に応じた適切な保健指導の場としての健康診査の充実を図ります。

イ 事業計画

計画事業 【主管課】	内 容	現 状 (平成19年度)	平成21年度までの 取り組み方
幼児健康診査事後フォロー*2教室の充実 【健康課】	1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及び育児相談などにおいてことばや生活習慣、母子関係や社会性などで経過観察を必要とする幼児と保護者を対象に、心理相談員、保健師、保育士が遊びを通して友だちとのかかわり、健全な親子関係の育成を支援します。 1歳6か月児健康診査事後フォロー教室 (1歳6か月～3歳2か月児) 3歳児健康診査事後フォロー教室 (3歳2か月～5歳児未満)	<指導方法> 集団指導 <場所> 豊田分庁舎 <対象者> 内容を参照 <回数> 各月2回	・待機児の解消を図るため開催回数の増加、事業の継続及び充実 ・保健センターでの実施

*1 フォローアップとは、事後措置、再検討をいう。

*2 フォローとは、経過を追うこと。

計画事業 【主管課】	内 容	現 状 (平成19年度)	平成21年度までの 取り組み方
乳幼児ケア の充実 【健康課】	各種乳幼児健康診査、育児相談及び保健師などによる家庭訪問などの結果、経過観察が必要と認められる乳幼児に対し、小児科医師による診察・相談と必要に応じて、保健師、管理栄養士による個別相談の充実を図ります。	<健診方法> 個別検診 <場所> 保健センター <対象者> 乳幼児 <回数> 月1回	・ 引き続き事業を継続
小児整形外科 検診 【健康課】	各種乳幼児健康診査の結果、整形外科的疾患及び障害の疑いがある児に対して、精密検査を行います。	<検診方法> 個別検診 <場所> 指定医療機関 <対象者> 乳幼児 <回数> 随時	・ 引き続き事業を継続
乳幼児精密 検査の充実 【健康課】	各種健康診査及び指導・相談などの結果、心身に疾患及び障害の疑いがある児に対して精密検査を行います。	<健診方法> 個別検診 <場所> 委託医療機関 <対象者> 乳幼児 <回数> 随時	・ 引き続き事業を継続



計画事業 【主管課】	内 容	現 状 (平成19年度)	平成21年度までの 取り組み方
<p>子どもの生活習慣病予防対策事業の充実 【健康課】</p>	<p>生活習慣病は小児期からの規則正しい生活習慣や食生活習慣によって予防することができます。そのため保護者や子どもにかかわる職種に対し知識の普及・啓発を行います。 「子どもの生活習慣病」のハイリスク児の早期発見やその改善を図ります。</p>	<p>子どもの生活習慣病予防対策委員会を設置し、事業を実施しています。 指導教室・相談 予防巡回教室 5歳児肥満度調査 生活実態調査 指導者講習会</p>	<p>・対策委員と協議し、事業の充実</p>

(4) 感染症対策の充実

ア 基本的な考え方

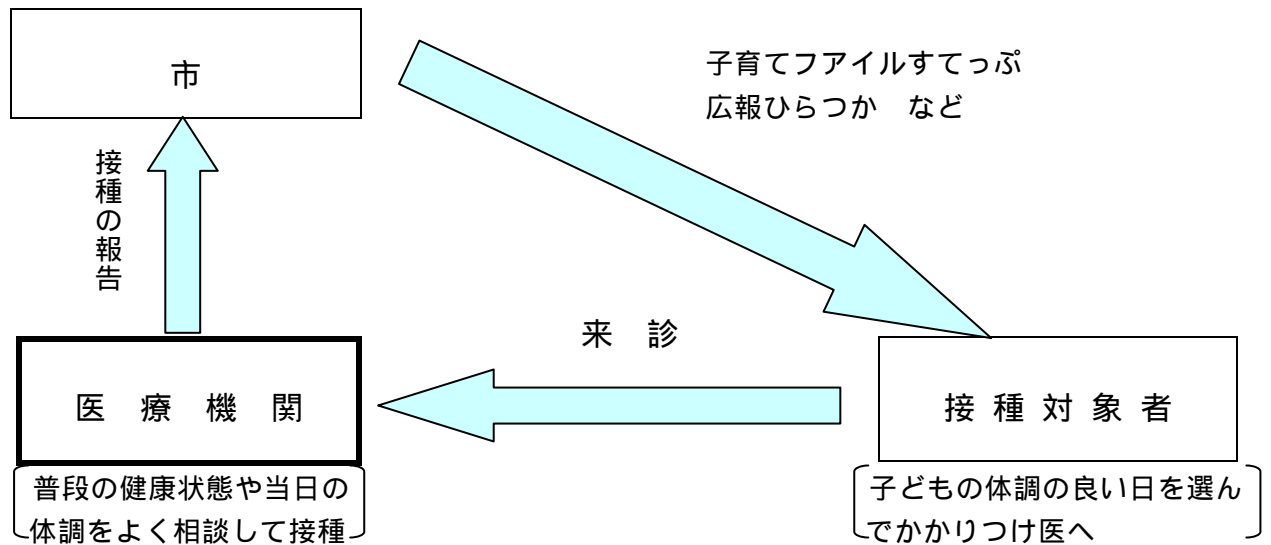
感染症に対する免疫を確保し疾病の発生・流行を予防するための安全な予防接種実施の推進を図るとともに、接種率の向上のための啓発を進めます。今後も予防接種の副反応の発生をできるだけ少なくするため、かかりつけ医による「個別接種方式」(P 6 5 図表)を推進します。

イ 事業計画

計画事業 【主管課】	内 容	現 状 (平成19年度)	平成21年度までの 取り組み方
予防接種の 充実 【健康課】	感染症に対する免疫を確保し、疾病の発生及び流行を予防することにより乳幼児の健康保持を図るため、各種予防接種率の向上のための啓発を行います。	<集団予防接種> ・ポリオ(小児麻痺生ワクチン) <個別予防接種> ・BCG ・三種混合(ジフテリア、破傷風、百日せき) ・二種混合(ジフテリア、破傷風) ・MR(麻しん・風しん) ・日本脳炎	・引き続き事業を継続 ・MR接種年齢の追加



予防接種（個別接種）の仕組み（図表）



種 類	対 象 年 齢		標準接種年齢及び接種方法
ジフテリア・破傷風 百日せき（三種混合） （百日せきにかかった人は二種混合）	1 期初回	3 か月～7 歳 6 か月未満	3 か月～1 歳に 3～8 週の間隔で 3 回
	1 期追加	3 か月～7 歳 6 か月未満	初回 3 回終了後 1 年～1 年 6 か月おいて 1 回
ジフテリア・破傷風 （二種混合）	2 期	11 歳～13 歳未満	11 歳で 1 回
麻しん・風しん(MR) *	1 期	1 歳～2 歳未満	1 歳で 1 回
	2 期	5 歳～7 歳未満で小学校就学前の 1 年間（年長児）	5 歳～7 歳未満で小学校就学前の 1 年間で 1 回（年長児）
日 本 脳 炎	1 期初回	6 か月～7 歳 6 か月未満	3 歳に 1～4 週の間隔で 2 回
	1 期追加	6 か月～7 歳 6 か月未満	初回 2 回終了後 1 年おいて 1 回
	2 期	9 歳～13 歳未満	9 歳で 1 回
B C G 接種	6 か月未満		生後 6 ヶ月に達するまで

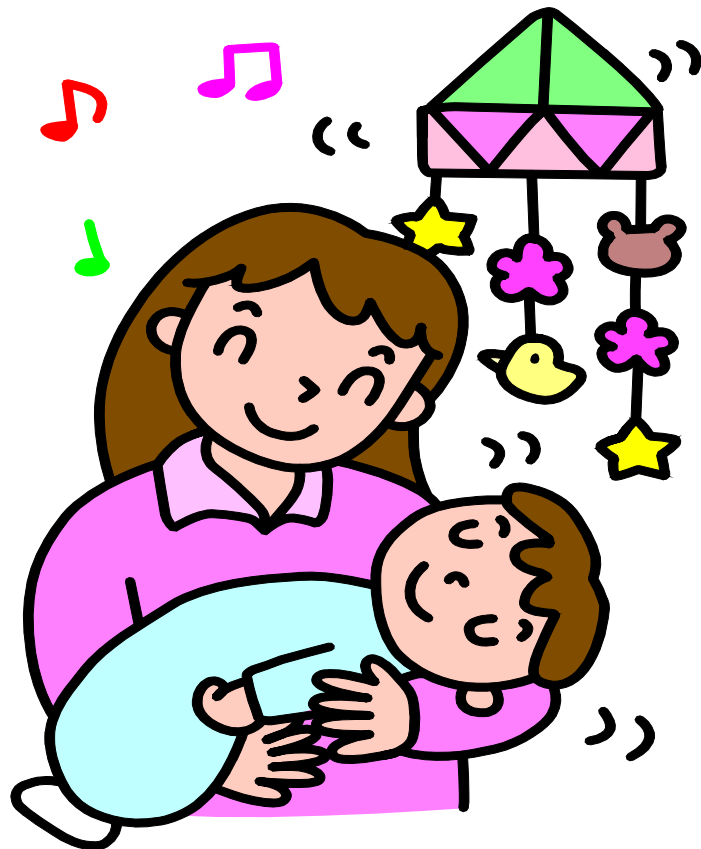
*平成20年4月より、5年間の時限措置において第3期、第4期を実施

第3期（13歳）：13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者

第4期（18歳）：18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者

第2章 すこやかな家庭づくり

第1節 相談・情報体制の充実



第2章 すこやかな家庭づくり

第1節 相談・情報体制の充実

1 現状

核家族化・少子化がすすみ、親となる人が、実際に妊娠・出産するまで身近で育児体験をすることなく現実の育児を始めることになり、この経験不足が育児不安などを招いています。

近ごろは、近隣など地域のサポート力が希薄になっているため、育児情報誌やマスコミ・インターネットなどにより育児情報を入手している傾向があります。しかし、一般的なこれらの情報は、育児不安などを招く結果になっていることがあります。

本市においては、妊産婦や乳幼児を持つ保護者の不安の解消と状況に応じた支援をするために、各種相談、教室や訪問指導を行っています。

情報の周知については、本市の母子保健事業や子育て支援情報等をまとめた「子育てファイルすてっぷ」を出生時に配布し、また、ホームページも開設しています。

アンケート調査結果では、前回の調査に比べて、対象者のうち「育児で困ったことがある」と答えた人は、減少がみられました。「育児で困ったことがある」と答えた人の内容は、「しつけ」「食事」「かんしゃく」の順となっています。

祖父母との育児情報などのくい違いについては、前回調査時に比べて、乳児の親では減少傾向にあります。幼児の親では「しつけ」「おやつ」「食事」に関するくい違いが大きくなっています。

妊娠中から、夫の何らかのサポートがある人が55.8%まで増え、幼児期を含め一人で育児を行っている人の数が減少傾向になりました。

妊娠中においては「母乳で育てようと思った」人が90%でしたが、実際に母乳育児に関する指導を受けたことがない人が30%となっています。

離乳食の開始月齢や卒乳月齢は、国の提示する「授乳・離乳の支援ガイド」と同様にゆっくりとなっています。幼児期からの食事で困っていることについて、全体では「特にない」という回答が増加しているものの、離乳食から幼児食へ以降する1歳6ヶ月では「噛まない」「味の濃さ」が多く回答されています。

むし歯の予防に効果的な「フッ素の利用方法を知っている」人は、72.9%でした。知っている利用方法は「塗布法」「歯磨剤」「フッ素洗口」の順になっています。

喫煙経験者は妊娠・授乳中を通して減少しています。しかし、同居している家族の喫煙率は変わらないが、別室喫煙するなどの配慮ができています。また、10代からの喫煙・飲酒経験者はわずかですが増加しています。

2 課題

子どもを産み育てる環境の変化により、育児の知識や経験不足、相談相手の減少が起こり、妊娠から育児についての不安を感じている母親が増えています。これらを踏まえて、妊娠から育児に関する相談、訪問指導、教室及び親子(地域)の交流事業の充実を図っていくことが必要です。

近年、増加傾向にある子どもの虐待を予防するため、「こんにちは赤ちゃん訪問」及び「育児支援家庭訪問事業」の充実や他機関との連携を図っていくことが必要です。

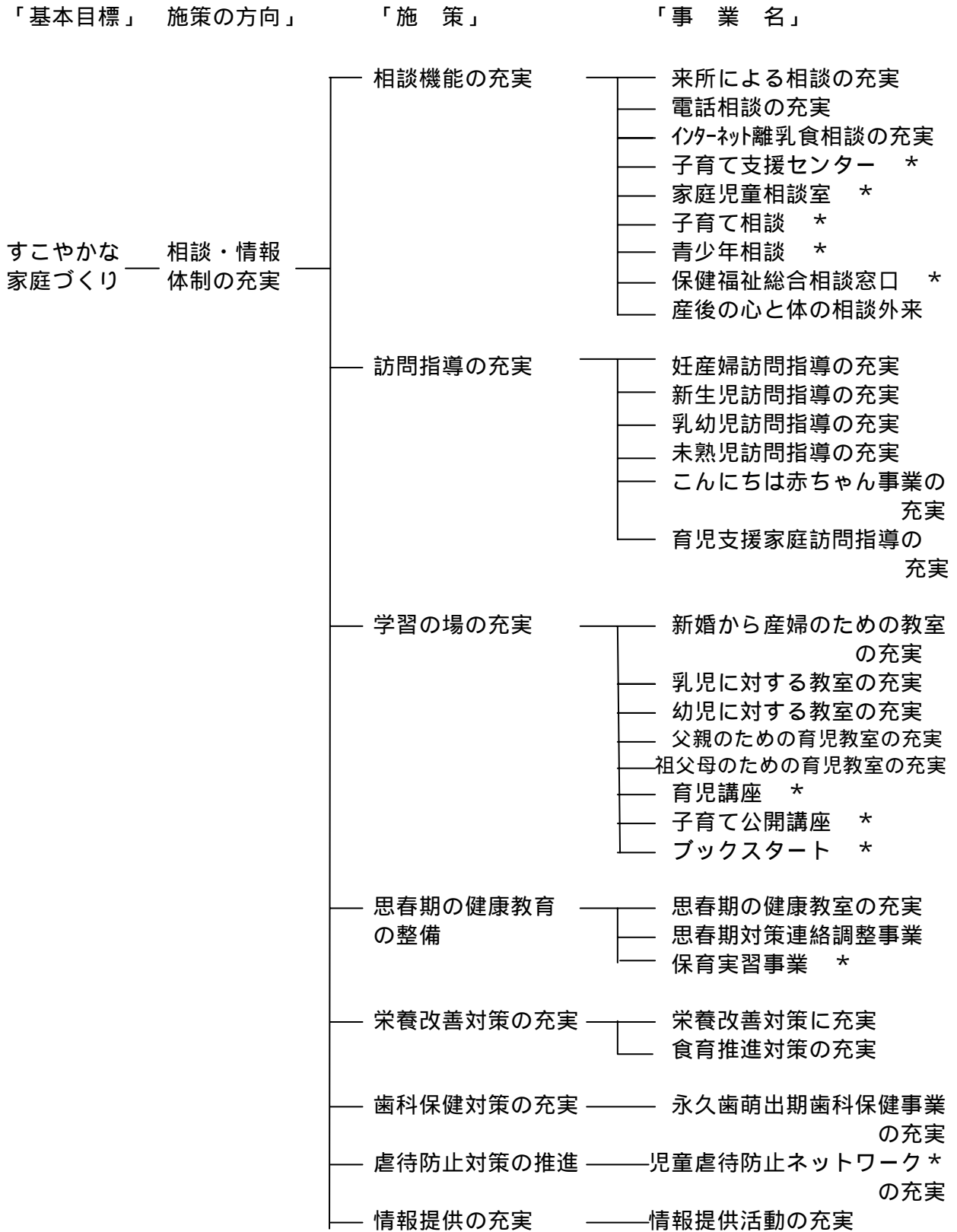
多様化する母子保健サービスに対して、働く妊婦・母親なども簡単に情報を入手できるような休日の教室開催や情報提供の場を整備することが必要です。

母親の支援を進めるために、妊娠期からの夫婦での育児を促し、祖父母との育児情報などのくい違いを解消していくことが必要です。

10代からの喫煙・飲酒やダイエット経験者も多く見られることなどより、思春期や新婚期など妊娠する前からの健全な身体づくりが必要です。



施策の体系



* 平塚市次世代育成支援計画内で進行管理中

(1) 相談機能の充実

ア 基本的な考え方

育児不安の解消や安心感の提供などのため、乳幼児の健康、発育、食事など育児に対する指導・助言を行うほか、母乳育児への支援を充実します。

また、就労者への情報提供など多様化する相談方法に対応できるような相談体制を充実します。

イ 事業計画

計画事業 【主管課】	内容	現 状 (平成19年度)	平成21年度まで の取り組み方
来所による 相談の充実 【健康課】	<p>保健センターにて下記の相談を行います</p> <p>〔育児相談〕 乳幼児の健康、発育、食事などの不安・疑問に対し専門スタッフによる指導・助言を行い、親の育児不安の解消を図ります。</p> <p>〔にこにこ相談〕 乳幼児の健康、発育、食事などの不安、疑問に対し専門スタッフによる指導・助言を行い、親の育児不安の解消を図るほか、乳幼児健康診査のフォローも行います。</p> <p>〔おっぱい相談〕 授乳中の母親に対し、母乳育児の普及と不安や問題の解決を図るために助産師による指導・助言を行います。</p>	<p><相談方法> 個別相談</p> <p><回数> 週1回 月2回</p> <p><相談者数> 平成18年度実績 育児相談2907人 にこにこ相談425人 おっぱい相談206人</p>	引き続き事業の継続

計画事業 【主管課】	内容	現 状 (平成19年度)	平成21年度まで の取り組み方
電話相談の 充 実 【健康課】	保健センターにて妊産婦（授乳期を含む）乳幼児などの保護者、思春期を迎える子どもたちなどに対して専門スタッフによる指導・助言を行います。	<相談方法> 電話による 個別相談 <回数> 随時 <相談件数> 平成18年度実績 3061件	引き続き事業を継続
インターネ ット 離乳食相談 の充実	就労やその他の理由により来所及び電話相談ができない乳幼児を持つ保護者などに対してインターネットにより管理栄養士が相談を行います。	<回数> 随時 <相談件数> 平成18年度実績 121件	引き続き事業を継続
産後の心と 体の相談外 来	医療機関と健康課が連携し、産後の母の体調管理やメンタルケアに関する相談に対して平塚市民病院産婦人科医師が相談外来を実施します。	<回数> 月2回 予約制 (保健センターに予約)	引き続き事業を継続



(2) 訪問指導の充実

ア 基本的な考え方

妊娠中の不安や疑問に対し指導・助言を行うことにより、安全で快適な出産と健康な子どもを出生できるような訪問指導体制を充実します。

また、出産後は新生児及び乳幼児の発育、発達の不安や疑問などに対し、育児支援となる訪問指導を充実します。

イ 事業計画

計画事業 【主管課】	内容	現 状 (平成19年度)	平成21年度までの 取り組み方
妊産婦訪問 指導の充実 【健康課】	妊産婦に対して必要な保健指導を専門スタッフが行います。	<指導方法> 家庭訪問 <回数> 随時 <訪問件数> 平成18年度実績 妊婦 21件 産婦 418件	引き続き事業を継続
新生児訪問 指導の充実 【健康課】	新生児の健康を守るため、新生児の発育、栄養、生活環境など日常生活全般の保健指導を助産師・保健師が行います。	<指導方法> 家庭訪問 <回数> 随時 <訪問件数> 平成18年度実績 189件	引き続き事業を継続

計画事業 【主管課】	内容	現 状 (平成19年度)	平成21年度までの 取り組み方
未熟児訪問 指導の充実 【健康課】	発育について注意深い配慮が必要な未熟児の健康を守るため、発育、栄養、生活環境など日常生活全般の保健指導を専門スタッフが行います。また、専門的な支援が必要な児については保健福祉事務所と連携をして支援を行います。	<指導方法> 家庭訪問 <回数> 随時 <訪問件数> 平成18年度実績 72件	引き続き事業を継続
こんにちは 赤ちゃん訪問 指導の充実 【健康課】	生後4ヶ月までの乳児のいる家庭に対して、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を助産師・保健師・看護師が行う。支援が必要な家庭に対しては適切な支援を行います。	<指導方法> 家庭訪問 平成19年7月より 開始	全戸訪問への事業充実
育児支援家 庭訪問事業 の充実 【健康課】	他の子育てに係る支援を受けることが難しい家庭のうち、育児支援の効果が期待できる家庭に対し日常生活全般の保健指導を専門スタッフが行います。また、家庭援助を必要とする場合は、ヘルパーによる援助を行います。	<指導方法> 家庭訪問 <回数> 随時	引き続き事業を継続
乳幼児訪問 指導の充実 【健康課】	乳幼児健康診査の未受診者や何らかの経過観察を要する乳幼児及び育児支援を必要とする家庭に対して専門スタッフが訪問指導を行います。	<指導方法> 家庭訪問 <回数> 随時 <訪問件数> 平成18年度実績 725人	引き続き事業を継続

(3) 学習の場の充実

ア 基本的な考え方

妊産婦や乳幼児の保護者に対して正しい知識を普及し、育児不安の解消や乳幼児の積極的な健康づくりを図るため、各教室及び講座の開催などを通して参加者の仲間づくりとともに、子育ての喜びを実感できるような学習の場を充実します。

イ 事業計画

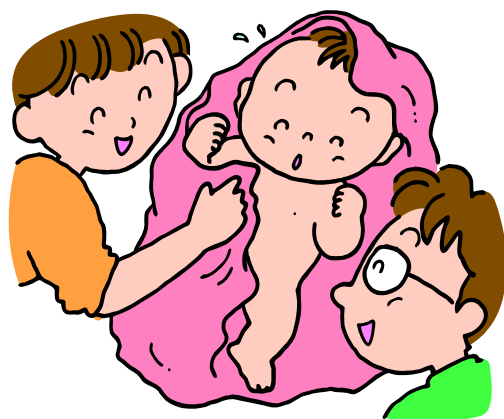
計画事業 【主管課】	内容	現 状 (平成19年度)	平成21年度までの 取り組み方
新婚から産婦のための 教室の充実 【健康課】	〔新婚教室事業〕 家族計画や親となるための育児・食生活に関する情報提供を行い、健やかな家庭を築くための知識の普及を図ります。	パンフレットによる啓発 配布場所：婚姻届提出時に市民課窓口にて配布	引き続き事業の継続
	〔母乳育児のための教室〕 保健センターにて仲間づくりを行いながら、母乳育児についての知識や技術の指導を助産師、管理栄養士が行います。	<指導方法> 集団指導 <回数> 年5回 <件数> 平成18年度実績 38人	引き続き事業の継続
	〔母親父親教室〕 保健センターにて仲間づくりを行いながら夫婦で、安全で快適な妊娠、出産、育児について、SIDS(乳幼児突然死症候群)や喫煙を含めた知識の習得のための指導を専門スタッフが行います。 また、働いている妊婦及び夫が参加しやすいような学習の場の提供と充実を図ります。	<指導方法> 集団指導 <回数> 4日間1コース 年12コース <件数> 平成18年度実績 1168人	働いている妊婦及び夫に対する教室の実施 引き続き事業を継続

計画事業 【主管課】	内容	現 状 (平成19年度)	平成21年度までの 取り組み方
乳児に対する 教室の充実 【健康課】	〔乳児教室〕 保健センターにて5～6ヶ月児の親子を対象に医師による赤ちゃんに多い病気とその応急手当についてや保健師による育児の話などを行います。	<指導方法> 集団指導 <回数> 年12回 <件数> 平成18年度実績 401人	引き続き事業を継続
	〔離乳食教室〕 保健センターにて食生活の基礎となる離乳食の大切さ及びその進め方について 3～5ヶ月、7～8ヶ月、9～12ヶ月、15～17ヶ月と対象月齢をわけ、成長に合わせた相談・指導を管理栄養士が行います。また、働いている夫婦が参加しやすいような学習の場の提供と充実を図ります。	<指導方法> 集団指導 <回数> 年24回 年12回 <件数> 平成18年度実績 445人 402人 338人 246人	働いている妊婦及び夫に対する教室の実施 引き続き事業を継続 *対象月齢について 「授乳・離乳の支援ガイド」に合わせ改定



計画事業 【主管課】	内容	現 状 (平成19年度)	平成21年度までの 取り組み方
乳児に対する 教室の充実 【健康課】	〔むし歯予防教室〕 保健センターにて 7～8か 月児（離乳食教室時に実施）及 び 12～15 か月児とその保護 者に対して、歯の萌出に伴いむ し歯予防のための口腔衛生指導 を歯科衛生士が行う。 また、働いている夫婦が参加し やすいような学習の場の提供を 図ります。 では祖父母向けに情報提供 を行うためパンフレットの配布 も行う。	<指導方法> 集団指導 <回数> 年 24回 年 12回 <件数> 平成18年度実績 402人 273人	事業の充実
幼児に対する 教室の充実 【健康課】	〔2歳児幼児教室〕 保健センターにて2歳児の親 子に対し、発育・発達に合わせ たしつけ、遊びを通じた親子の ふれあい、食事の好き嫌いなど の悩みの解決策、歯の手入れ方 法など、2歳児特有の悩みや問 題などに対し各コースに分けて 専門スタッフが情報提供し、さ らに児を通して指導・助言を行 います。 生活面 栄養面 歯科面	<指導方法> 集団指導 <回数> 年 8回 年 8回 年 6回 <件数> 平成18年度実績 130人 110人 100人	引き続き事業を継続
父親のため の育児教室 事業の充実 【健康課】	妊娠中から夫がかかわり、夫 婦で行う育児の大切さや父親の あり方などの情報提供を図りま す。	パンフレットによる 啓発 配布場所：母親父親 教室参加者、こんに ちは赤ちゃん訪問時 に配布	内容を充実させ引き 続き事業を継続

計画事業 【主管課】	内容	現 状 (平成19年度)	21年度までの取 り組み方
祖父母のた めの育児教 室の充実 【健康課】	保健センターにてこれから持 つ孫の子育てのために親と共通 の育児情報を提供します。 また、精神的な支援者として 子どもを持つ親へかかわってい けるように指導を行います。	<指導方法> 集団指導 <回数> 年12回 <件数> 平成18年度実績 88人	引き続き事業を継続
	保育所にて親に代わって孫の 子育てにかかわる祖父母や実家 での孫への食生活面の対応など についての情報を管理栄養士が 提供します。	<指導方法> 集団指導 <回数> 年1回 <件数> 平成18年度実績 11園525人	引き続き事業を継続



(4) 思春期の健康教育の整備

ア 基本的な考え方

生涯にわたり健やかに過ごすための基盤となる思春期において、関係機関と連携を図り、生命の尊さや母性・父性の養成を行い、健全な身体づくりについての正しい知識の普及を行います。

イ 事業計画

計画事業 【主管課】	内容	現 状 (平成19年度)	平成21年度までの取り組み方
思春期の健康教室の充実 【健康課】	生涯にわたり健康に過ごすための基礎となる思春期において育児体験などを通して自分や相手の身体について正しい情報を習得し、自分で判断して健康管理ができるように知識の普及を専門スタッフにより図ります。	<指導方法> 集団指導 <回数> 2校 <件数> 平成18年度実績 397人	引き続き事業を継続
思春期対策連絡調整事業 【健康課】	思春期対策の円滑な推進のため学校等関係機関等と連携を図るため連絡会を設置し、調整・評価などを行います。	会議を年2回開催	引き続き事業を継続

(5) 栄養改善対策の充実

ア 基本的な考え方

正しい食生活から健康な生活習慣の形成を図るため、乳児期における離乳食の進め方や幼児期から思春期にかけての正しい食生活の形成や食に関する理解を深めるための指導をします。また、地域に根ざした平塚市食生活改善推進団体の協力により、地域全般の食生活の向上を図ります。

(仮称) 平塚市食育推進基本計画を策定し、食育推進を図ります。

イ 事業計画

計画事業 【主管課】	内容	現 状 (平成19年度)	平成21年度までの 取り組み
栄養改善対策の充実 【健康課】	健康づくりに必要な食生活の正しい知識を普及・啓発するため、平塚市食生活改善推進団体の協力を得て、各年代別にかかわり、地域の食生活の向上を図ります。	委託事業 年24回	引き続き事業を継続
食育推進対策の充実 【健康課】 (児童福祉課) (学校給食課) (指導室) (教職員課) (学務課) (農産課) (市民活動課) (社会教育課)	乳幼児期から思春期において、地域社会や家庭との共同のもと、食に関する知識の習得や理解を深め、心身ともに健康で豊かな人間性を育むことを目的とした食育事業の充実を図ります。 食育推進連絡会を開催し、関係各課や関係団体との連携を図ります。 本事業は(仮称)平塚市食育推進基本計画を策定し、食育推進を図ります。	・各種食育教室、啓発 ・保育園、幼稚園、学校での各種指導 ・食育年間計画の作成 ・学校給食地場産食材利用 ・蓄農漁業等体験学習 ・イベントの開催	(仮称)平塚市食育推進基本計画の策定 引き続き事業を継続



(6) 歯科保健対策の充実

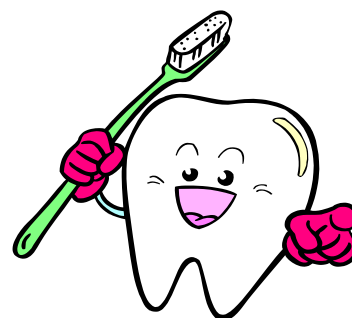
ア 基本的な考え方

生涯にわたり健康な歯で過ごすために、幼児期からの正しい歯科保健の知識の普及・啓発を図ります。

イ 事業計画

計画事業 【主管課】	内容	現 状 (平成19年度)	平成21年度までの 取り組み方
永久歯萌出期* 歯科保健事業の充実 【健康課】	<p>保育園や幼稚園にて 4～5歳児とその保護者を対象に知識の普及と園児が自ら実践できる力を身につけるための口腔衛生指導を歯科衛生士が行います。</p> <p>また、指導者への情報提供の場として、歯科医師会に委託し講習会を実施し、普及、啓発を図ります。</p>	<p><指導方法> 集団指導</p> <p><回数> 年1回 年1回</p> <p><件数> 平成18年度実績 15園987人 59人</p>	引き続き事業を継続

* 永久歯萌出期とは、永久歯が生えはじめる5～6歳の時期をいいます。



(7) 虐待防止対策の推進

ア 基本的な考え方

健やかに子どもが成長し、発達できるよう、育児不安を抱えた家庭の子育てを支援するとともに、児童虐待等の防止、早期発見・対応を推進します。

イ 事業計画

計画事業 【主管課】	内容	現 状 (平成19年度)	平成21年度までの 取り組み方
児童虐待防止ネットワークの充実 【児童福祉課】	保健センターで実施している家庭訪問、健診、相談等において虐待の早期発見・対応をするため、関係機関との連携を図ります。	関係機関との連携 援助活動連絡会議への参加 年6回	引き続き事業を継続



(8) 情報提供の充実

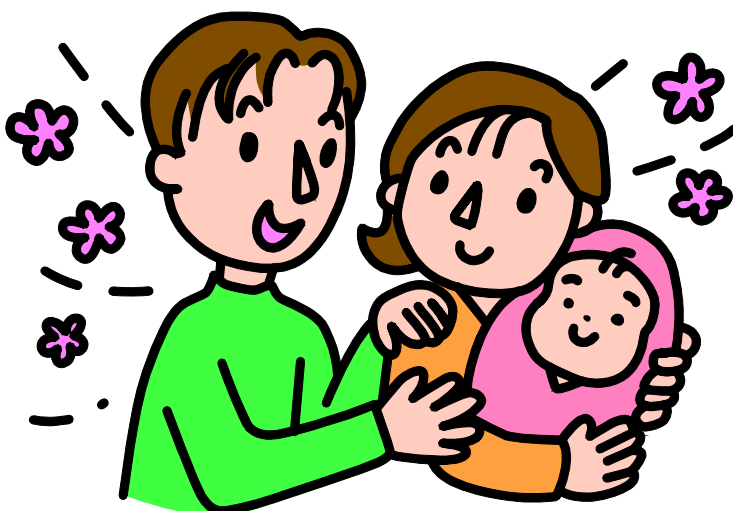
ア 基本的な考え方

多様化する母子保健サービスに対して、誰でも簡単に情報を入手できるような体制を充実します。

また、母子保健・福祉活動への理解と協力を進めるため、各種の啓発活動を積極的に進めていきます。

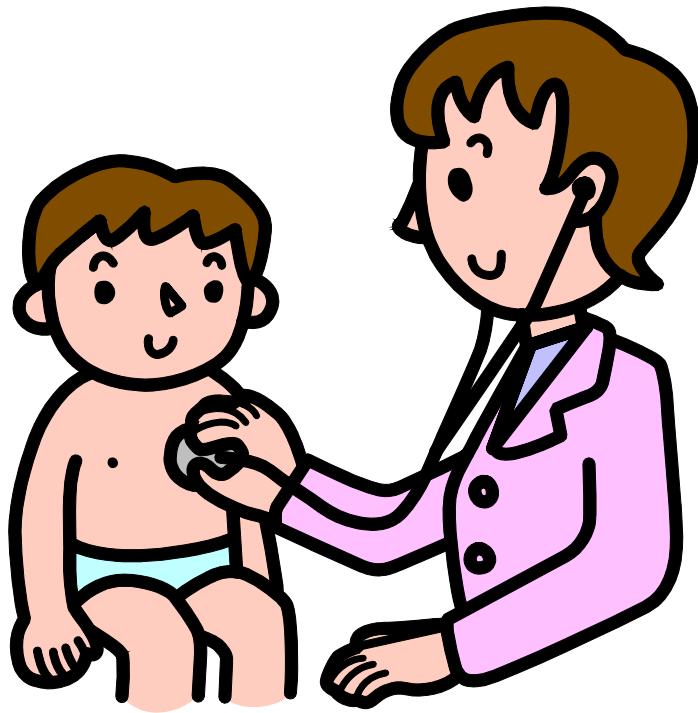
イ 事業計画

計画事業 【主管課】	内容	現 状 (平成19年度)	平成21年度までの 取り組み方
情報提供活動の充実 【健康課】	母子保健・福祉に関する情報の幅広い普及、提供の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てファイルすてっぷ ・健康フェスティバル ・歯の健康フェスタ ・広報ひらつか ・子育てだより ・子育てガイド ・ナパサ ・ホームページ ・マタニティマークの周知 	引き続き事業を継続
	外国人に対し、より快適に妊娠や育児ができるよう、母国語での母子保健サービスの情報提供の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳 ・ポリオ集団予防接種予診票 ・集団健診予診票 	引き続き事業を継続



第3章 すこやかに育つ基盤づくり

第1節 保健・福祉サービスの基盤整備



第3章 すこやかに育つ基盤づくり

第1節 保健・福祉サービスの基盤整備

1 現状

思春期から結婚、妊娠、出産、乳幼児、学童期にわたる一環した保健・福祉サービスの提供は、保健師、助産師、看護師、管理栄養士及び歯科衛生士などで対応していますが、現在求められているサービス量に対して、市民サービスが十分とはいえません。

地域全体の母子の健康状態の向上を図るため、平成20年4月に新保健センターを開設し、地域に密着した母子保健活動の充実を図ります。

神奈川県においては、周産期救急医療のシステムが整備され、妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と救急医療体制についても整備推進がされています。また、子どもがほしくてもできない人に対して、不妊治療が広く普遍的に適用される体制や、不妊相談をはじめとした情報提供の整備を進めています。

「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬局」を持つことは健康管理上大切なことです。アンケート調査結果では、前回の調査結果に比べ、「かかりつけ」を持っている人が増加しています。

さらに、思春期から健全なからだづくりが必要ですが、アンケート調査結果では、20歳前に喫煙していた人が25%、飲酒していた人が13%います。

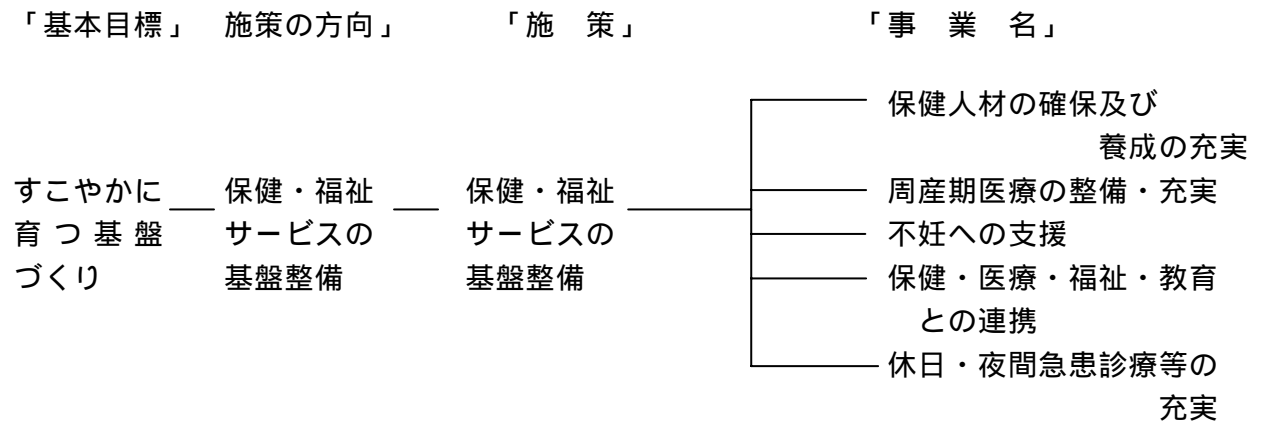
2 課題

育児不安をはじめ多様化する問題に的確に対応し、健康診査、健康教育、訪問指導など各事業を実施するうえでのマンパワーの量的な確保とともに、母体及び新生児医療の進歩がめざましい発展をとげる中で、それらのニーズに対応するためには母子保健に従事するスタッフが研鑽を重ねることにより資質の向上を図り、効率的な事業を行うことが必要です。

継続的な心身の健康管理ができるように、また、一人ひとりに適切な医療サービスを提供するために、早い時期からの「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬局」のさらなる普及定着が必要です。

さらに、健康の保持増進のため、医療機関などと連携を図りながら、情報を一元的に処理する総合的な情報システムを整備するとともに、思春期から自らの健康管理ができるように健康教育の充実を図るために、学校保健との連携が必要です。

施策の体系



(1) 保健・福祉サービスの基盤整備

ア 基本的な考え方

母子保健に対する様々な市民ニーズに対応できるよう、保健師、助産師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、保育士及び臨床心理士のマンパワーの確保や資質の向上を図るための研修体制を充実します。

また、妊娠・出産に関する安全性と快適さを確保し、不妊への支援を行います。

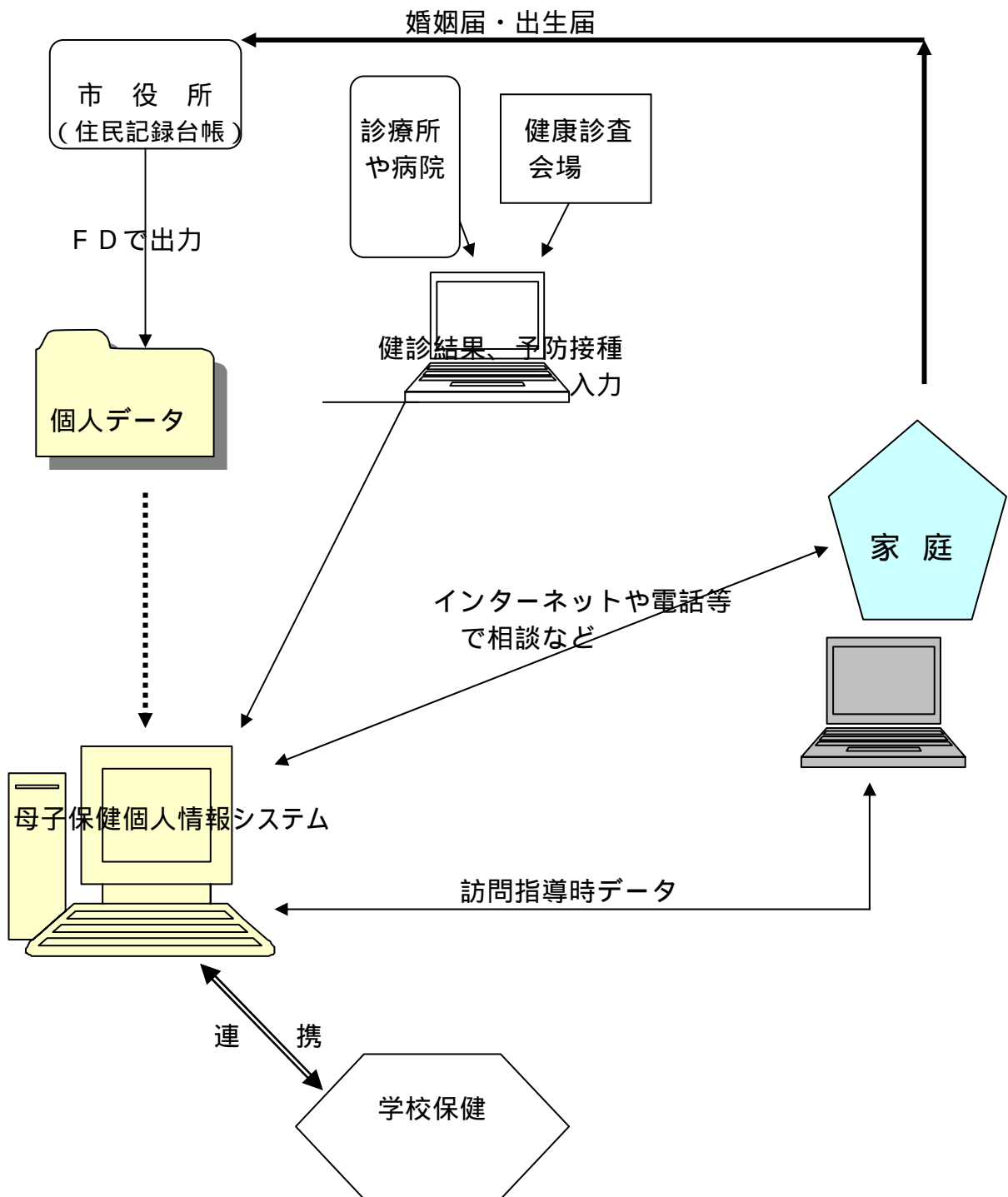
親と子が健やかに暮らすために、適切なサービスを効率的に提供していくよう、保健・医療・福祉・教育との連携強化を図り、総合的なサービスを推進していきます。

イ 事業計画

事業名 【主管課】	目的・内容	現 状 (平成19年度)	計画目標 (平成21年度)
保健人材の確保及び養成の充実 【健康課】	母子保健計画を推進するための人材を充実します。 きめ細かな保健・福祉サービスを推進していくために母子保健にかかわる職員の研修システムを整備し、資質の向上を図ります。	・保健人材の確保 ・職員等の研修の充実	事業の充実
周産期医療の整備・充実 【健康課】	医療機関の患者の受け入れ能力に応じた役割分担による周産期救急医療システムの整備、充実を支援、推進を図ります。 休日医療として在宅当番医制・オンコールによる市内産婦人科開業医の輪番で実施し、さらに診療の困難な場合の二次救急医療への対応をします。	システムを平塚市母子保健推進連絡会にて、医師会を通して整備、充実を図るよう要望	システムの整備・充実の支援、推進
不妊への支援 【健康課】	不妊治療や相談体制の推進とともに、個々の相談に対応します。	・神奈川県特定不妊治療費助成事業、神奈川県不妊専門相談センターの周知 ・ 個々の相談	事業の充実

事業名 【主管課】	目的・内容	現 状 (平成19年度)	計画目標 (平成21年度)
保健・医療・福祉・教育との連携 【健康課】	<p>日ごろから身近なところで継続的な心身の健康管理ができるように「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬局」の普及定着について支援する。</p> <p>また、適切なサービスを効率的に提供していくよう、保健・医療・福祉・教育との連携強化を図り、総合的なサービスを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬局」推進への支援 ・保健・医療・福祉・教育との連携強化 ・療育相談室等との連携 ・学校保健との連携 ・母子保健情報システムの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の充実 ・母子保健情報システムの整備(図1)
休日・夜間急患診療等の充実 【健康課】	<p>いつでも、誰もが適切な救急医療を受けられ、初期の救急医療サービスが受けられるよう、休日や夜間の診療体制を充実します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・休日・夜間急患診療の充実 ・休日急患・障害児者歯科診療の充実 	<p>事業の充実</p>

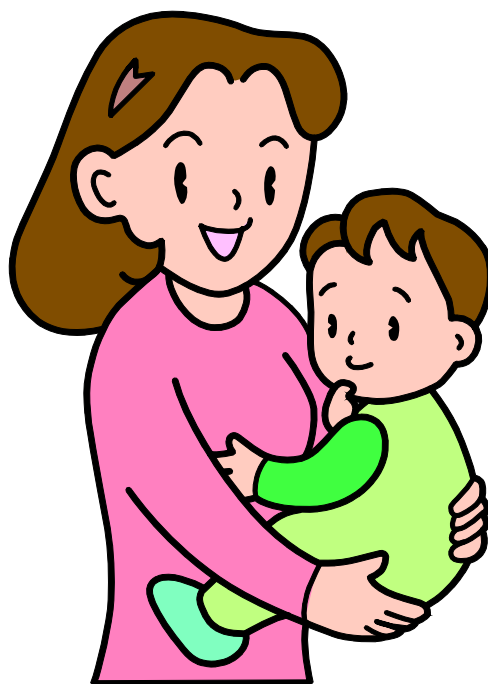
(図1) 母子保健情報システム



第 部 推 進 体 制

第 1 章 推 進 体 制 の 充 実

第 2 章 国 及 び 県 へ の 要 望



第 部 推 進 体 制

第 1 章 推進体制の充実

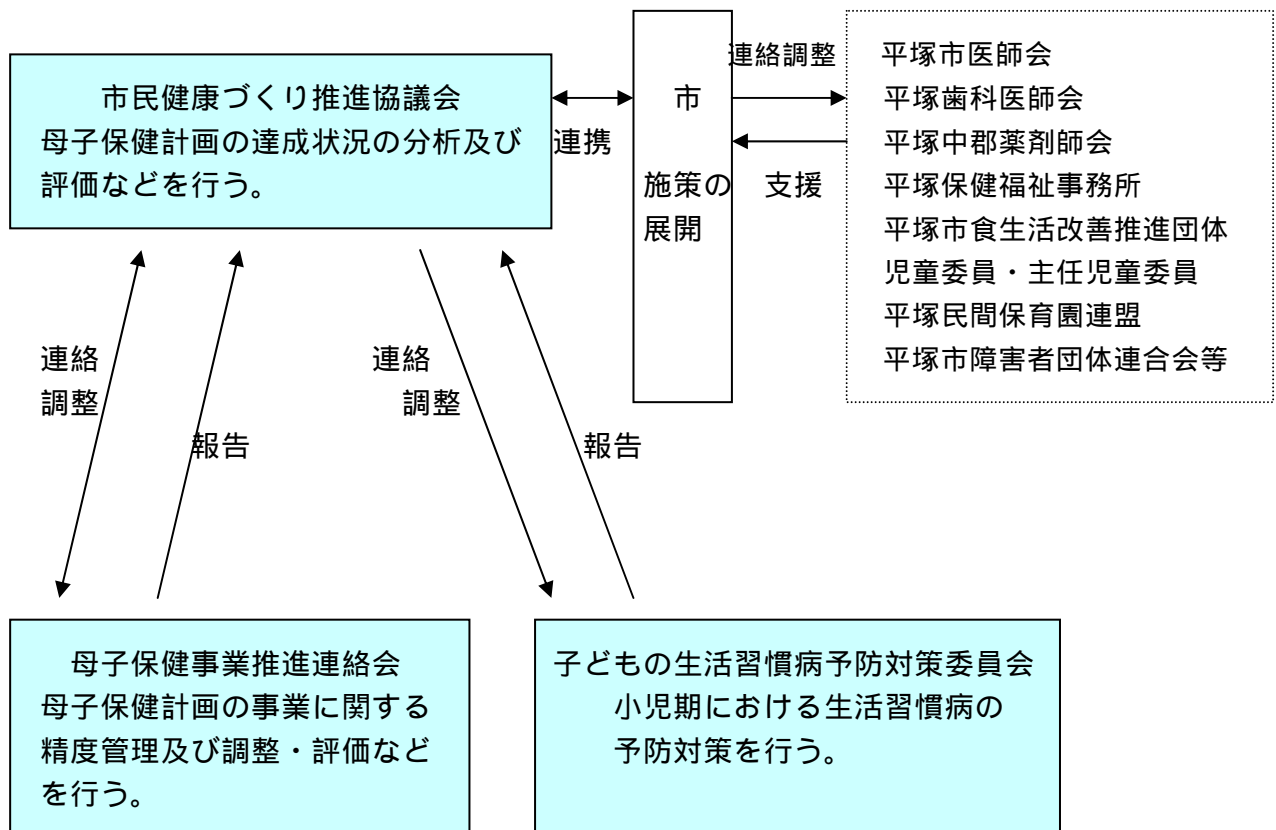
1 推進機構の充実

この計画で示された多くの事業は、保健、医療、福祉及び教育との調整が必要となります。

母子保健事業推進連絡会及び市民健康づくり推進協議会で、各事業の達成状況の分析・評価を行い、計画の進行管理に努めます。

また、計画の全体的な調整については、保健福祉総合推進委員会で行います。

計 画 推 進 体 制 図



第2章 国及び県への要望

本計画における施策を着実に推進するために、財政基盤の強化や各種の支援体制の充実を積極的に要望していきます。

